

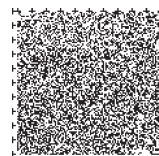
# 和歌山県地域福祉推進計画 (改定版)

2020(令和2)年度～2024(令和6)年度

～支え合い、みんなでつくる  
地域共生社会の実現に向けて～



和歌山県





## ごあいさつ



少子高齢化や過疎化を背景に、地域住民の支え合う力が弱まる中、和歌山県では、2005（平成17）年3月に「和歌山県地域福祉推進計画」を策定し、住民や地域で活動する多様な組織と行政が連携を図り、支援を必要としている人を適切な支援へ繋げる「支え合いのネットワーク」の構築に取り組んできました。

しかしながら、社会が変化する中で、地域においては、子供や高齢者や障害のある人に対する虐待、ひきこもり、生活困窮等、様々な課題を抱えたまま地域や社会から孤立するケースが生じています。

このたび改定した計画では、このような複合化した課題を抱える住民を早期に把握し、分野を超えた支援機関が連携する支援体制をつくること、多様な地域福祉の担い手を確保し、地域の支え合い活動を促進すること、そして、すべての市町村がその実現に向けて計画的に取り組むことを重点事項としています。

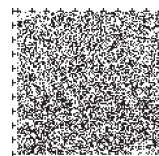
地域福祉の推進は、県民の皆様一人一人に地域に対する関心を持っていただくこと、そして、身近にある課題に気づき、その解決に向けて一緒になって取り組んでいただくことが何より重要です。

この計画に基づき、市町村をはじめ、社会福祉協議会や関係団体との連携をさらに深め、「地域共生社会」の実現に向け全力を尽くして参りますので、より一層の御理解と御協力をお願いします。

最後になりましたが、この計画の策定に当たり、御意見をお寄せいただいた県民の皆様をはじめ、熱心な御審議を賜りました和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員の皆様には厚くお礼を申し上げます。

2020（令和2）年3月

和歌山県知事 仁坂吉伸



# 和歌山県地域福祉推進計画

## 目次

### 第1章 計画の概要

1	計画改定の趣旨	1
2	計画の位置付け・性格	2
	(1)「わかやま長寿プラン」	3
	(2)「紀州っ子健やかプラン」	4
	(3)「和歌山県子ども虐待防止基本計画」	4
	(4)「和歌山県子供の貧困対策推進計画」	5
	(5)「紀の国障害者プラン」	5
	(6)「和歌山県自殺対策計画」	6
	(7)「和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画」	6
	(8)「和歌山県人権施策基本方針」	7
3	計画の期間	7

### 第2章 地域を取り巻く環境

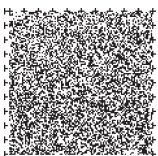
1	人口減少と人口構造の変化	9
2	地域に存在する多様な課題	11
	(1)高齢者に関する状況・課題	11
	(2)児童に関する状況・課題	14
	(3)障害者に関する状況・課題	16
	(4)生活困窮者等に関する状況・課題	16
	(5)その他	18
3	地域福祉に関する主な法改正	19
	(1)地域共生社会の理念提唱	19
	(2)社会福祉法の改正	19
	(3)生活困窮者自立支援法の制定	20
	(4)災害対策基本法の改正	20

### 第3章 計画の基本方向

1	計画の理念	21
2	計画の重点事項	21

### 第4章 包括的な支援体制の構築推進

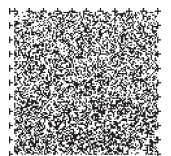
1	包括的な支援体制の構築推進	23
	(1)社会的孤立の防止	23
	(2)地域力の強化	23
	(3)多機関の協働	26



(4) 地域住民等による主体的な地域福祉活動の財源	27
2 住民、地域で活動する多様な組織、行政の役割～地域福祉の担い手～	28

## 第5章 地域福祉活動の推進

施策体系	37
1 人権を尊重した地域福祉の推進	38
(1) 人権尊重の視点に立った行政の推進	38
(2) 人権教育・啓発の推進	38
(3) 相談・支援・救済の推進	38
(4) 推進体制の整備	39
2 地域福祉施策推進	39
(1) 生活困窮者の自立の促進	39
(2) 高齢者の社会参加の促進	41
(3) 子育て支援を通じた支え合い活動の促進	42
(4) 高齢者、障害者、児童に対する虐待防止	42
(5) 自殺対策の推進	43
(6) ひきこもり状態にある人への支援	43
(7) 矯正施設退所後の社会復帰の支援	43
(8) 住宅確保に配慮を要する方への居住支援	43
(9) 消費者被害等の未然防止	44
(10) 男女共同参画の推進	44
(11) 生活交通の維持及び安全で円滑な移動手段の確保	44
(12) 健康づくりの推進	44
(13) 保健・医療・介護・福祉等の連携	45
(14) ICT・IoT活用による利便性の向上	45
3 地域福祉を担う多様な担い手づくり	45
(1) 民生委員・児童委員活動の促進	45
(2) ボランティア活動の促進	46
(3) NPO活動の促進	46
(4) 社会福祉協議会の活動への支援	46
(5) 福祉教育・啓発の推進	47
(6) 福祉職場への就業促進	47
(7) 福祉人材の資質の向上・定着の促進	47
(8) 福祉・介護人材確保対策	47
4 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備	48
(1) 健全な事業運営の確保	48
(2) 福祉サービスの点検・評価	48
(3) 苦情解決の仕組みの整備	48
(4) 経営指導・支援の充実	48



(5) 福祉サービスの適切な利用等の推進	48
(6) 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備	49
5 災害に強い地域づくり	49
(1) 災害に備えた地域づくりの推進	49
(2) 避難行動要支援者への支援体制強化	49
(3) 円滑な避難所運営の強化	50
(4) 社会福祉施設等の防災対策強化	50
(5) 防災知識の普及・啓発	50

## 第6章 計画の推進

1 庁内ワーキンググループの設置	52
2 社会福祉審議会による評価の実施	52

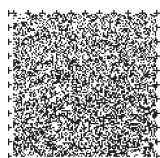
## 第7章 市町村地域福祉計画の策定支援

～福祉施策の共通理念「地域福祉」～	53
県内市町村地域福祉計画策定・改定状況	54
1 計画策定の基本的留意事項	55
(1) 計画の総合性	55
(2) 地域住民等の主体的参画	55
(3) 人権を尊重した地域福祉計画の策定	56
(4) 男女共同参画	56
(5) 包括的支援体制整備	56
(6) 様々な分野との協働	56
(7) 地域資源の活用	56
(8) 計画の期間	57
(9) 目標の設定・公表と情報提供	57
(10) 他の福祉計画との関係	57
(11) その他	58
2 市町村地域福祉計画の内容（盛り込む事項等）	58

## 参考資料

1 和歌山県社会福祉審議会規則	60
2 和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	62
3 用語解説	63

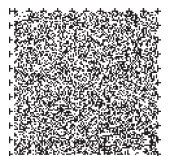
本文中に（※）を記した語句を解説しています。



# 第1章 計画の概要

## 1 計画改定の趣旨

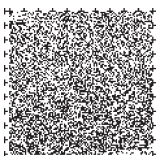
- わが国では、少子高齢化の進行や都市部への人口集中による地方の過疎化、生涯未婚率の上昇等による世帯規模の縮小やライフスタイルの多様化を背景に、血縁、地縁、社縁は脆弱化し、人と人とのつながりが希薄化し、「困ったときはお互いさま」といった支え合い機能が低下してきています。
- 社会が変化する中で、地域においては、子供や高齢者、障害のある人に対する虐待、若年から中高年世代まで拡大したひきこもり（※）等、様々な課題を抱えたまま地域や社会から孤立するケースが生じています。それぞれの世帯が抱える課題は、経済的困窮や病気、住まいの不安定など、複数の要因が絡まり複雑化しており、対象者ごとに縦割りで整備された既存の公的支援制度だけでは対応が難しい、いわゆる「制度の狭間」に陥り、支援が届きにくい状況にあります。
- 一方、中山間地域など人口減少が著しい地域においては、地域経済の衰退、移動手段の減少、商店の閉鎖、地域福祉の担い手不足などが生じており、このままでは、住民の暮らしを維持できなくなる可能性もあります。
- このような地域の生活課題に対して、住民や地域で活動している多様な組織、行政が連携し、誰もが安心して自分らしい生活を送ることができる地域を創りあげていく、そのような取組や考え方が「**地域福祉**」です。
- 県では、2005（平成17）年3月に「支え合いのふるさとづくり」の推進をめざして和歌山県地域福祉推進計画を策定し、その後、社会情勢の変化等を背景とする様々な地域の生活課題に対応していくため、2010（平成22）年3月に1回目の計画改定を、2015（平成27）年3月に2回目の改定を行い、住民、地域で活動する多様な組織及び行政が、ネットワークを構築して地域の課題を共有するとともに、その課題解決に向けてそれぞれが役割を分担して取り組む「支え合い」の仕組みづくりを推進してきました。
- 2017（平成29）年、社会福祉法の一部が改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに作っていく地域共生社会の実現に向けた取組が進められています。



- 高齢者、障害者、子供といった世代や背景が異なる人々が集まって暮らしている「地域」においては、個人や世帯が抱える多様で複合化した課題に対し、包括的な支援が必要となります。地域福祉推進の中核機関である社会福祉協議会や、社会福祉事業を営む社会福祉法人とより緊密に協働していくことは、もちろんのこと、福祉の分野だけでなく、産業、労働、教育、住宅、防災等の様々な分野との連携体制を図ることが重要です。また、ライフステージが変化するに従って、抱える課題が変化したり、新たな課題が発生するケースでは、中長期で継続的に関わる伴走型の支援も必要となります。
- 多様化・複雑化する地域の生活課題に対応するため、市町村において、地域の多様な活動主体と連携し、地域力の強化に繋げる包括的支援体制が、速やかに県内全域で構築されるよう、和歌山県地域福祉推進計画を改定するものです。

## 2 計画の位置付け・性格

- 2017（平成29）年3月策定の和歌山県長期総合計画では、「世界とつながる愛着ある元気な和歌山」を和歌山県全体の目指す将来像としています。和歌山県地域福祉推進計画は、その中の将来像のひとつである「未来を拓くひとを育む和歌山」を推進するための計画であり、「わかやま長寿プラン」、「紀の国障害者プラン」、「紀州っ子健やかプラン」、「和歌山県人権施策基本方針」等関連分野の他計画や方針との整合性を図りながら、連携しつつ、本県の地域福祉を推進していくものです。
- また、当計画は、社会福祉法第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として策定するものであり、市町村地域福祉計画の策定における指針としての性格を併せ有するものです。





## 社会福祉法

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

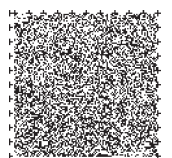
(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
  - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
  - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
  - 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

### (1) 「わかやま長寿プラン」

本県の高齢者福祉施策の総合計画である「和歌山県老人福祉計画」と介護サービス等の必要見込み量やその確保のための方策を定める「和歌山県介護保険事業支援計画」を包括する計画です。高齢者福祉及び介護保険事業に関する総合的な目標を定め、各地域の特性を踏まえた「地



域包括ケアシステム（※）」の推進に向け、地域と連携して進むべき方向性を示しています。

【関係法令】

○ 介護保険法

高齢者が介護を必要とする状態となっても安心して生活が送れるよう、高齢者の介護を社会全体で支えることを目的として1997（平成9）年に介護保険法が成立し、2000（平成12）年4月から「介護保険制度」がスタートしました。

介護保険法は、制度開始以来、これまで3年ごとに改正が行われており、直近の改正（2018（平成30）年）では、新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されたほか、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスが受けやすくなるよう、共生型サービスが位置づけられました。また、全ての市町村が保険者機能を発揮し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けて取り組むことが求められるようになりました。

**（2）「紀州っ子健やかプラン」**

市町村が子ども・子育て支援法に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を着実に実施するために必要な支援のほか、次世代育成支援対策推進法に基づき、子供が健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るための施策を示しています。

【関係法令】

○ 子ども・子育て関連3法

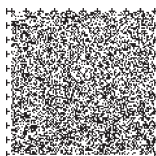
「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）」をいいます。2015（平成27）年4月施行。市町村が実施主体として明確化されるとともに、地域の実情に応じて、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等、地域の子供・子育ての支援の充実を図ることとされています。

○ 次世代育成支援対策推進法

2005（平成17）年4月から10年間の時限立法で、2014（平成26）年改正によりさらに10年間延長されました。急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される社会の形成を図るため、地域における子育ての支援等を行うこととされています。

**（3）「和歌山県子ども虐待防止基本計画」**

児童虐待は、身体のみならず、心にも深い傷を残し、児童の健やかな成長に深刻な影響を与え、時には生命が奪われる等、重大な事件に発展することもあります。県では、「和歌山県子供を虐待から守る条例」に基づき、市町村、関係機関、地域住民等と協力し、発生予防から早期発見・早期対応、里親、児童養護施設、乳児院等の社会的養護体制の充実、家族の再統合や自立の支援、地域における子育て家庭への支援の充実等、児童を虐待から守るための総合的な対策を推進するため、この計画を策定しました。



## 【関係法令】

## ○ 児童虐待の防止等に関する法律

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定め、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的としています。

**(4) 「和歌山県子供の貧困対策推進計画」**

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するために、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図るため、2017(平成29)年3月に策定しました。

## 【関係法令】

## ○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子供の貧困対策を総合的に推進することを目的としています。

**(5) 「紀の国障害者プラン」**

本県の障害者施策の基本方針を定める「和歌山県障害者計画」、障害福祉サービス等の必要見込み量やその確保のための方策を定める「和歌山県障害福祉計画」及び「和歌山県障害児福祉計画」を包括する計画です。共生社会の実現に向け、障害のある人を必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人の行動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、県が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めています。

## 【関係法令】

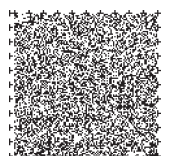
## ○ 障害者基本法

共生社会の実現を目指し、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のため施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。障害者施策の基本となる法律として障害者計画策定の根拠法となっています。また、その目的・基本理念等を具体化する法律として障害者総合支援法や障害者差別解消法等が制定されています。

## ○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」といいます。)

すべての国民が、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指すため、行政機関や事業者に合理的配慮を求めた障害者差別解消法が2013(平成25)年に成立し、2016(平成28)年に施行されました。

## ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」といいます。)



障害福祉サービスの充実等障害者の生活を総合的に支援するため、2013（平成25）年に施行されました。

また、2018（平成30）年には、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用の促進、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充やサービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を目指し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。

○ 児童福祉法

すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、育成されるよう努めなければならないことを定め、児童の福祉を保障することを目的とする法律。障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とした障害児福祉計画の策定の根拠法となっています。

### （6）「和歌山県自殺対策計画」

本県の自殺の現状分析を行い、自殺対策の課題を明らかにし、総合的な自殺対策の取組を進めることで、「こころのつながりを広げ、生涯にわたり健康を維持してくらすことができる和歌山県」の実現を目指し、2018（平成30）年4月に策定しました。

【関係法令】

○ 自殺対策基本法

自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とし2006（平成18）年に制定されました。

また、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため2016（平成28）年に改正されました。

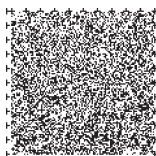
### （7）「和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画」

ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発や将来にわたるギャンブル等依存症患者の発生の予防、ギャンブル等依存症に対する支援体制の整備を目的とし、関連する法律や各種計画と連動し、各関係機関が相互の役割を理解し計画的に取り組んでいくため2020（令和2）年に策定しました。

【関係法令】

○ ギャンブル等依存症対策基本法

ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とし2018（平成30）年に制定されました。



## (8) 「和歌山県人権施策基本方針」

和歌山県人権尊重の社会づくり条例に掲げる人権尊重の社会の実現をめざした施策を、総合的・計画的に推進するため、各種施策の基本的方向を示す計画です。

### 【関係法令】

#### ○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、人権擁護に資することを目的とする法律。人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域等、様々な場を通じ、国民の発達段階に応じて多様な機会の提供や効果的な手法を採用すること等が求められています。

#### ○ 障害者差別解消法【再掲】

#### ○ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、「ヘイトスピーチ解消法」といいます。）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることにかんがみ、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とし、2016（平成28）年6月に施行されました。

#### ○ 部落差別の解消の推進に関する法律（以下、「部落差別解消推進法」といいます。）

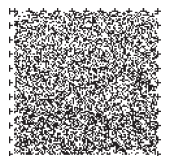
部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指し、2016（平成28）年12月に施行されました。また、解消のための施策として、国及び地方公共団体は、相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定しています。

#### ○ 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

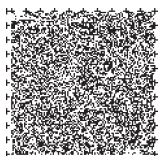
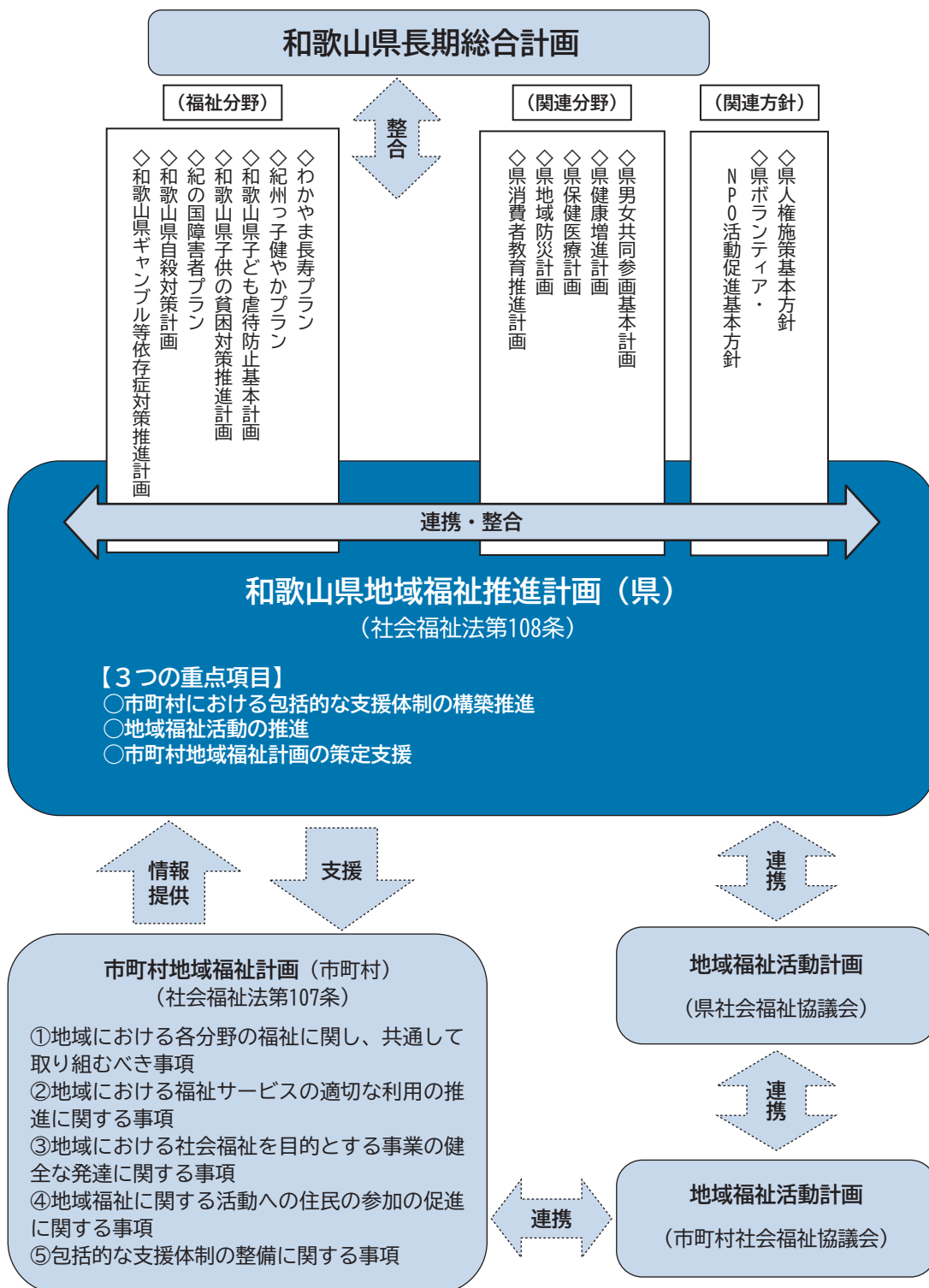
部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行ってはならないという理念にのっとり、国、県、市町村、県民、事業者等が相互に協力し、部落差別の解消に取り組むこと等を規定することにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として2020（令和2）年3月に施行されました。

## 3 計画の期間

当計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とし、市町村地域福祉計画の策定状況や制度改正等を勘案しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。



# 和歌山県地域福祉推進計画の位置付け



## 第2章 地域を取り巻く環境

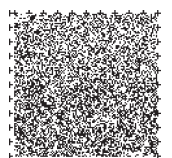
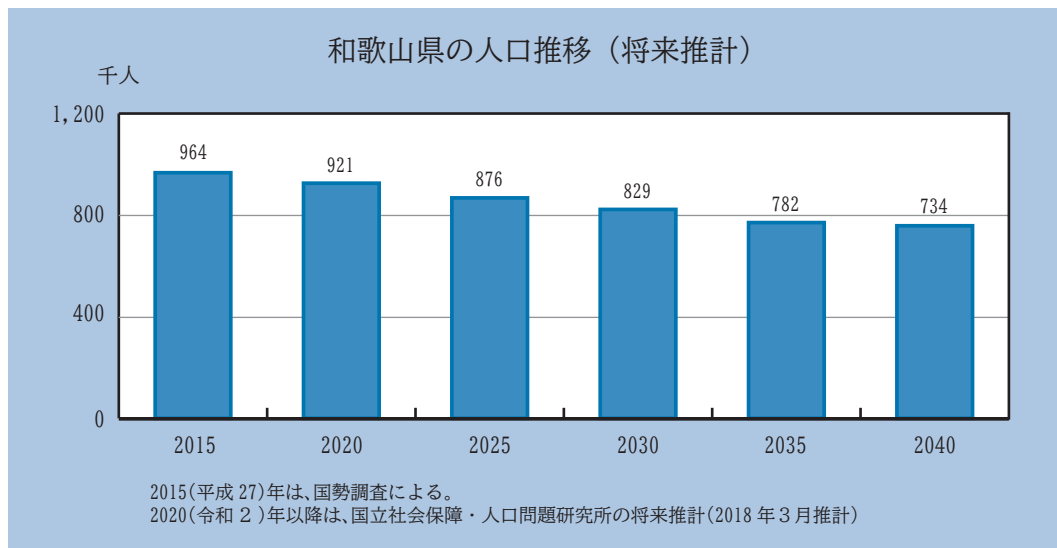
### 1 人口減少と人口構造の変化

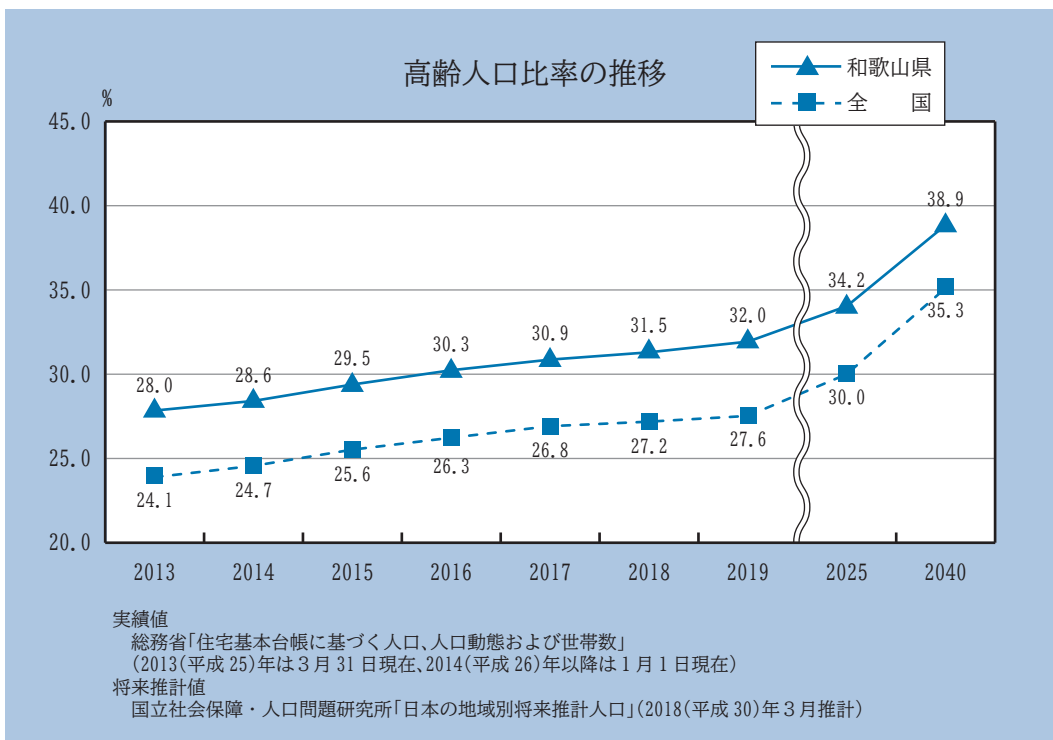
- わが国の少子高齢化が世界に例を見ない速さで進行する中、和歌山県は全国平均を上回る速さで高齢化が進んでいます。

本県の人口は、1985（昭和60）年をピークに減少に転じ、2015（平成27）年では、約96万4千人ですが、団塊ジュニア世代（※）が高齢者となる2040年には73万4千人程度まで減少すると見込まれています。また、本県の高齢者（65歳以上）人口は、前年よりも1,177人増加し、30万8千人を超えています。高齢人口比率は32.0%に達しており、全国で9番目、近畿府県内では1番高い水準になっています。

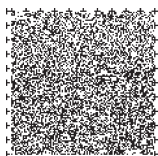
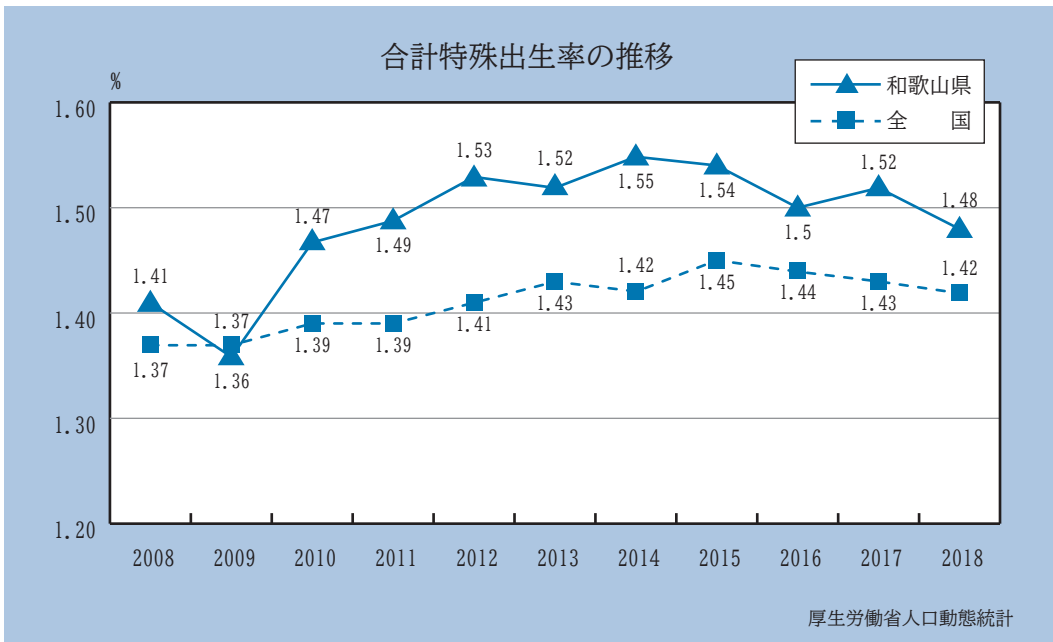
高齢人口比率が25%（4人に1人が高齢者）以上の市町村は、県内30市町村のうち29市町村あり、古座川町では50%を超えています。（2019（平成31）年1月1日現在の住民基本台帳）

今後も高齢化はさらに進行し、2040年には高齢化率が、38.9%になることが見込まれています。（2018（平成30）年3月国立社会保障・人口問題研究所の将来推計）



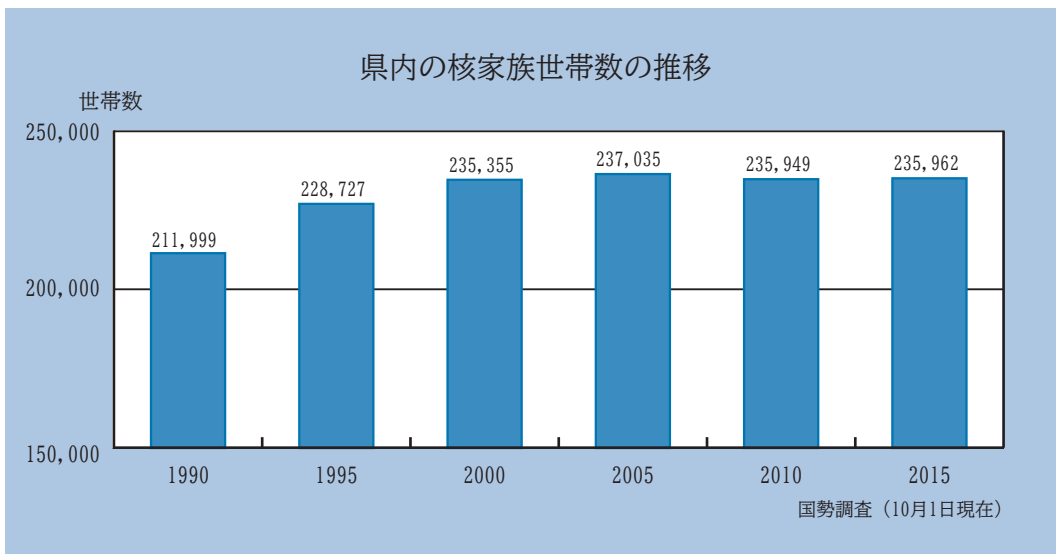
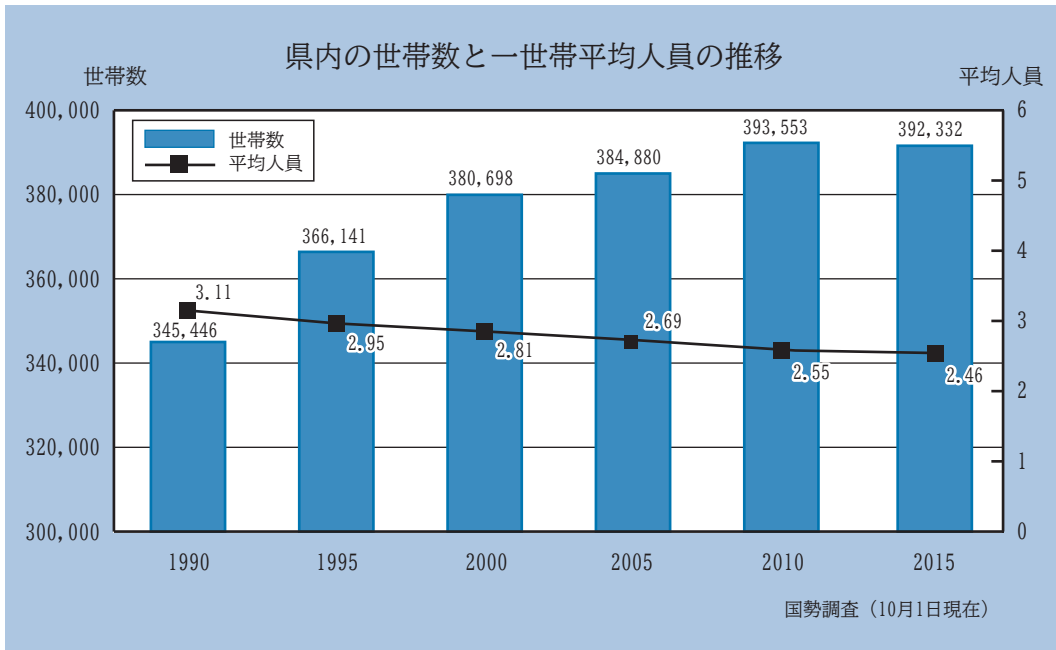


- 本県における合計特殊出生率(※)は、1.48と全国平均1.42(2018(平成30)年厚生労働省人口動態統計)を上回るものの、人口維持に必要といわれている2.07を大きく下回り、長期的な少子化傾向への流れは変わっていません。





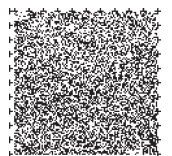
- 本県においては、少子高齢化の進行に加えて、若年層を中心とした人口流出が進んでおり、市街地だけでなく山間地域においても一世帯平均人員の減少や核家族化が進んでいます。

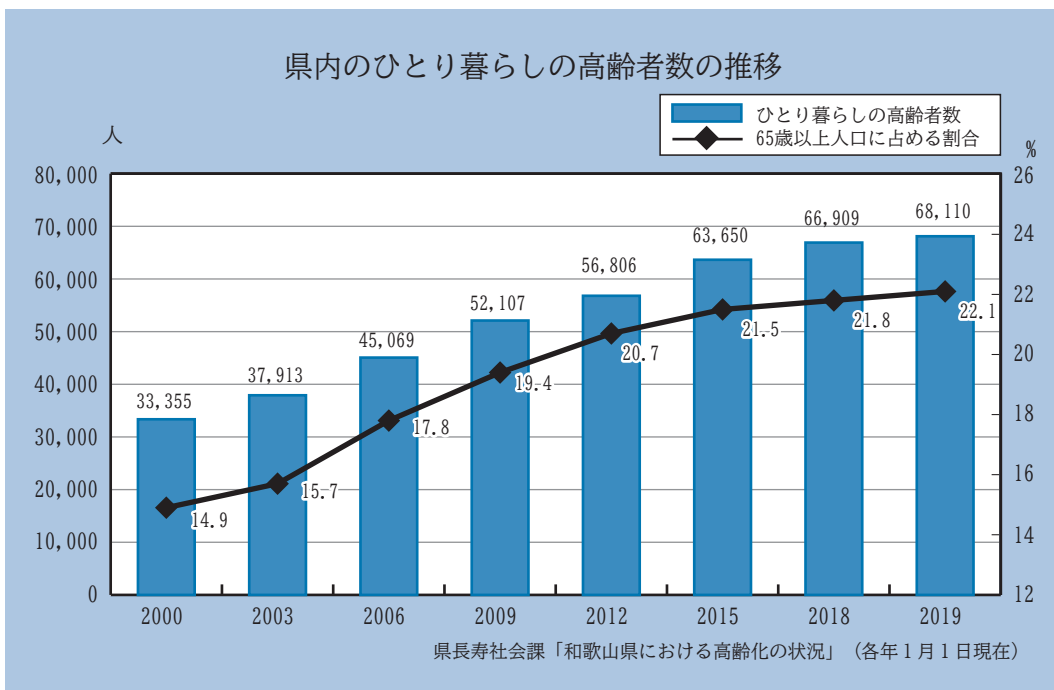


## 2 地域に存在する多様な課題

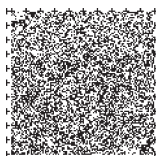
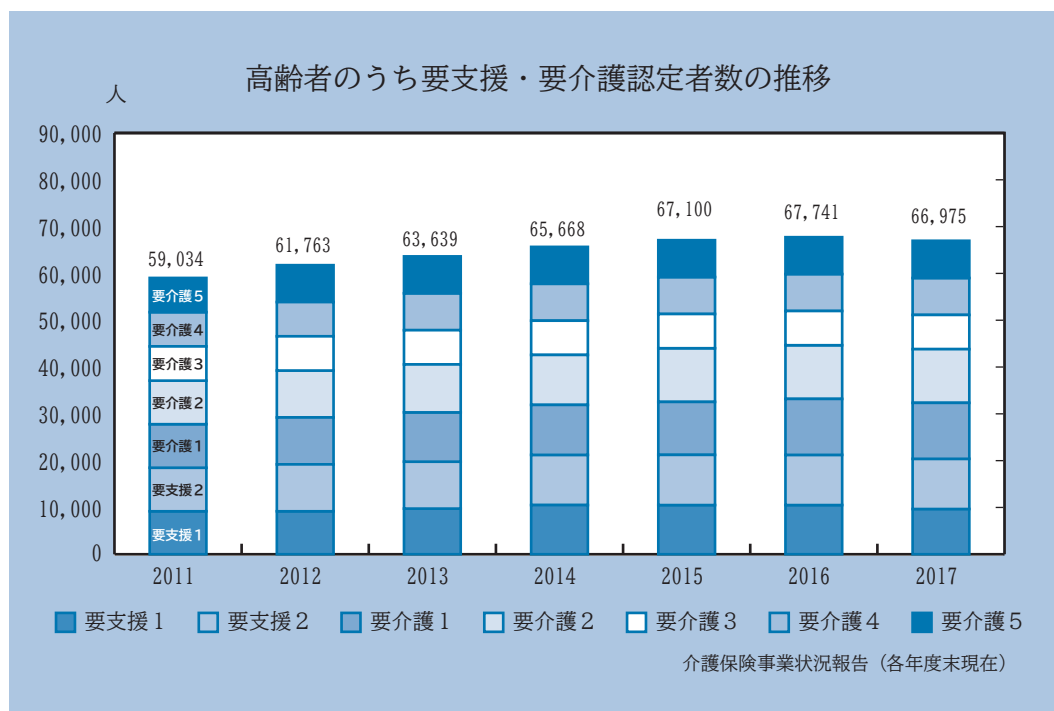
### (1) 高齢者に関する状況・課題

- 県内のひとり暮らしの高齢者は68,110人で、65歳以上人口の22.1%を占めています。(2019(平成31)年1月1日現在)

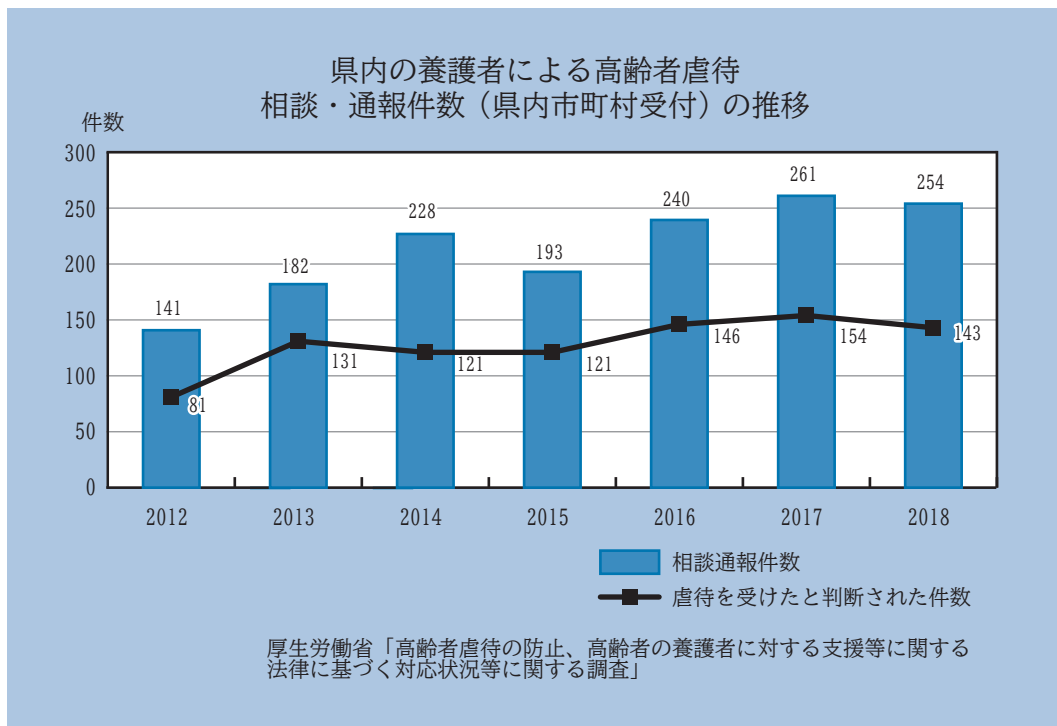




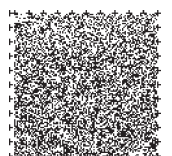
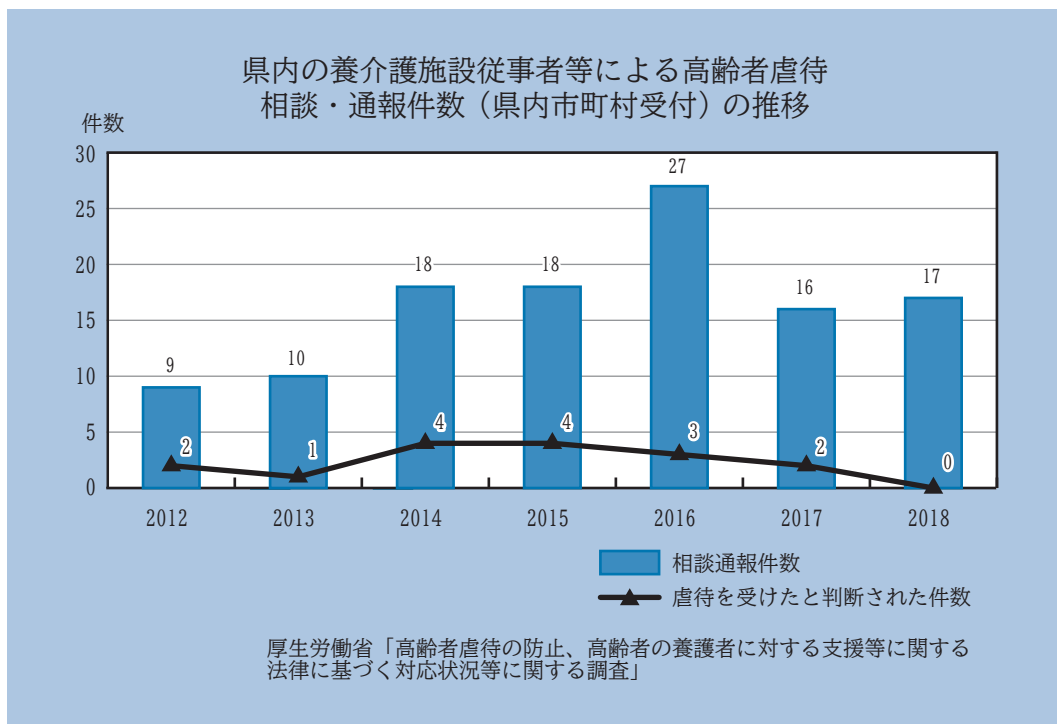
○ 県内の高齢者のうち、要支援・要介護認定者数は66,975人で、65歳以上人口の21.8%となっています。



- 高齢者の世話をしている家族等による虐待として市町村に相談・通報があった件数は、2018（平成30）年で254件となっています。

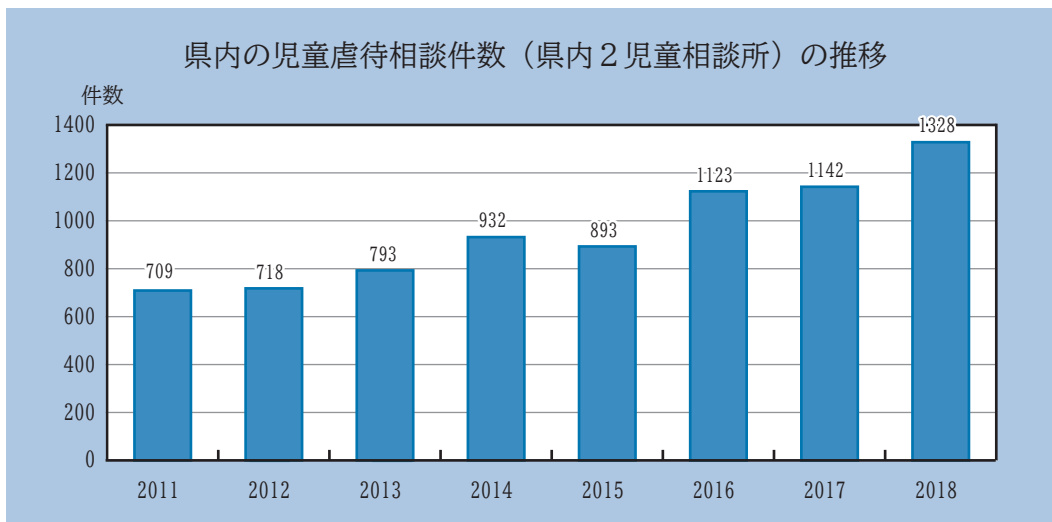


- 老人福祉施設、介護保険施設等の業務に従事する者による虐待として市町村に相談・通報があった件数は、2018（平成30）年で17件となっています。

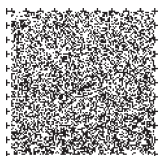
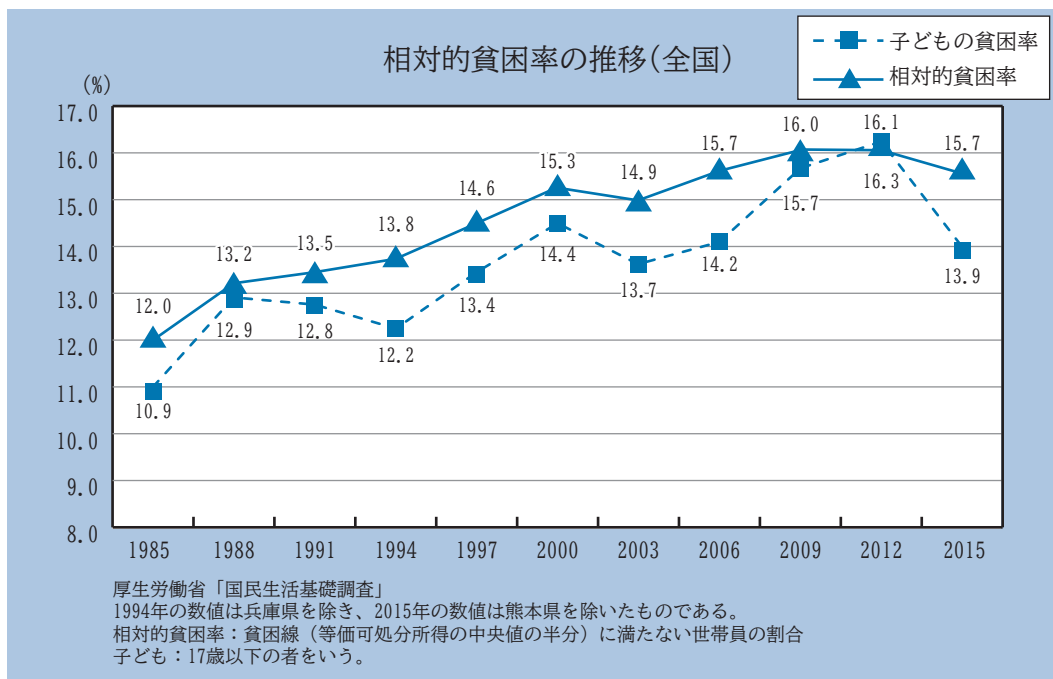


(2) 児童に関する状況・課題

- 県内2か所の児童相談所に寄せられた虐待に関する相談件数は、2018（平成30）年1,328件で年々増加しています。相談件数増加の背景として、核家族化の進行に伴う、保護者の養育力の低下や子育ての孤立化が考えられます。また、児童虐待防止法や児童福祉法の改正等により、子供の虐待に対する地域住民の認識が高まったことが、相談件数の増加につながっていると考えられます。



- 厚生労働省の調査によると、子供の相対的貧困率（※）は、2015（平成27）年の調査では、13.9%となり、前回調査時点（2012（平成24）年）に比べ2.4%減少しましたが、過去の推移をみると増加傾向にあります。全国の子供の7人に1人、ひとり親家庭の約半数が相対的な貧困状況にあります。また、子供がいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は50%を超えており、特にひとり親家庭の経済状況が厳しいことが見て取れます。



## 子供の貧困率の状況（全国）

	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015
子供の貧困率	12.2%	13.4%	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%
子供がいる現役世帯	11.3%	12.2%	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が1人の世帯	53.5%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が2人の世帯	10.2%	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%

厚生労働省「国民生活基礎調査 2015年」

- 2018（平成30）年に県が実施した「子供の生活実態調査」の結果、本県の子供の貧困率は、11.6%です。ただし、この調査は、特定の学年（小学5年生、中学2年生）の子供を持つ子育て世帯のみを対象としていること、可処分所得の範囲を提示し集計していることから国民生活基礎調査とは調査対象者、調査方法が異なり、両者を単純に比較することはできません。

## 小5、中2の子供がいる世帯の所得段階別割合（和歌山県）

等価可処分所得	世帯数と分布	世帯数	割合（%）
所得段階Ⅰ	238万円（中央値）以上	3,264	51.3
所得段階Ⅱ	119万円～238万円未満	2,367	37.2
所得段階Ⅲ	119万円（中央値×1/2）未満	736	11.6
合計		6,367	(100.0)

県子ども未来課「和歌山県子供の生活実態調査」2018

- 県では、同調査において、家庭の経済的困難の状況に注目した分析も実施しました。「生活必需品の購入の困難」、「公共料金等の支払の困難」、「生活必需品の非所有」のいずれか一つ以上が「あり」に該当する世帯を経済的困難世帯と定義し、調査した結果、経済的困難世帯は17.4%でした。

## 小5、中2の子供がいる世帯における経済的困難世帯の割合

	件数	割合（%）
経済的困難世帯	1,168	17.4
非困難世帯	5,548	82.6
合計	6,716	(100.0)

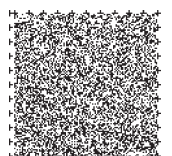
※以下①～③のうち、一つでも該当する場合を「経済的困難世帯」と定義

①過去一年間に経済的な理由で、食料、衣類が買えなかった経験

②過去一年間に経済的な理由で、公共料金、家賃等の支払いができなかった経験

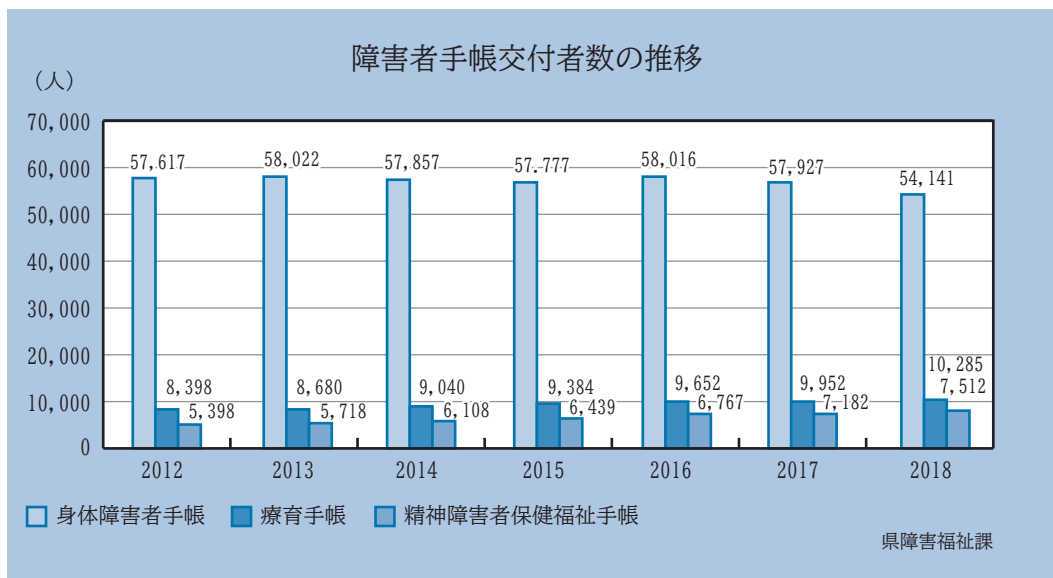
③年齢に合った本、スポーツ用品・おもちゃ、自宅で宿題ができる場所、電化製品、お風呂、ベッド又は布団、急な出費のため貯金（5万円以上）のうち、ないものがある。

県子ども未来課「和歌山県子供の生活実態調査」2018

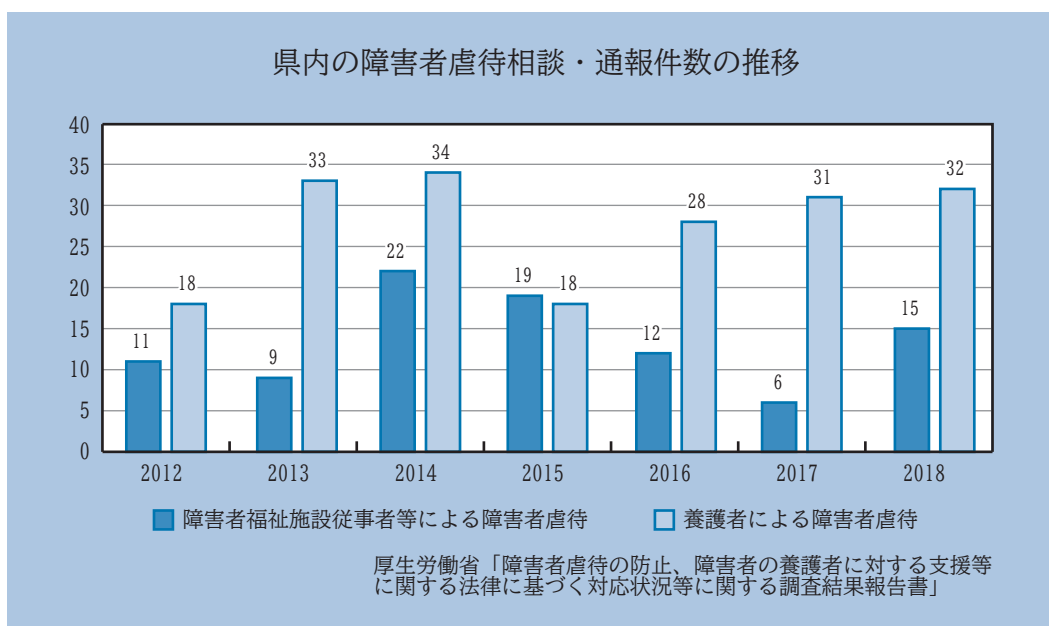


### (3) 障害者に関する状況・課題

- 本県における障害者手帳の交付者数は2018(平成30)年で71,938人となっており、2017(平成29)年から3,123人(4.2%)減少しています。障害種別でみると、身体障害者手帳交付者が3,786人(6.5%)減少、知的障害者の手帳交付者数が333人(3.3%)増加、及び精神障害者の手帳交付者数が330人(4.6%)増加しています。

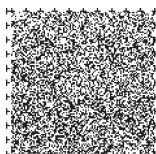


- 障害者に対する虐待として市町村に相談・通報があった件数は、2018(平成30)年で47件となっています。

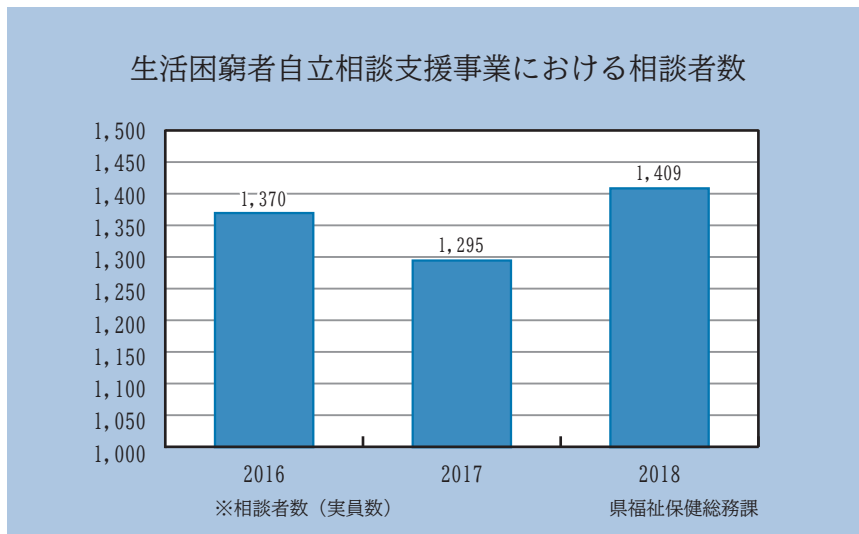


### (4) 生活困窮者等に関する状況・課題

- 社会経済情勢の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人が増加しています。生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげるため、2015(平成27)年に生活困窮者自立支援法



が施行され各自治体で取組が進められており、2018（平成30）年の県内の相談者数は、1,409人となっています。



- 生活困窮者の相談において、高齢の親とひきこもりの子が社会で孤立し、困窮に陥る8050問題が顕在化する中、内閣府の調査（2019（平成31）年3月「生活状況に関する調査報告書」）が実施され、40～64歳でひきこもりに当たる人が全国で61万3,000人に上ると推計されました。

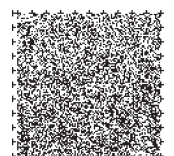
ひきこもり者数の推計（全国）

	当該調査による左記項目に該当する人数 (人)	有効回収数に占める割合 (%)	全国の推計数 (万人)	定義
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	19	0.58	24.8	準ひきこもり
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	21	0.65	27.4	
自室からは出るが、家からは出ない	5	0.15	6.5	狭義のひきこもり
自室からほとんど出ない	2	0.06	2.6	
合計	47	1.45	61.3	広義のひきこもり

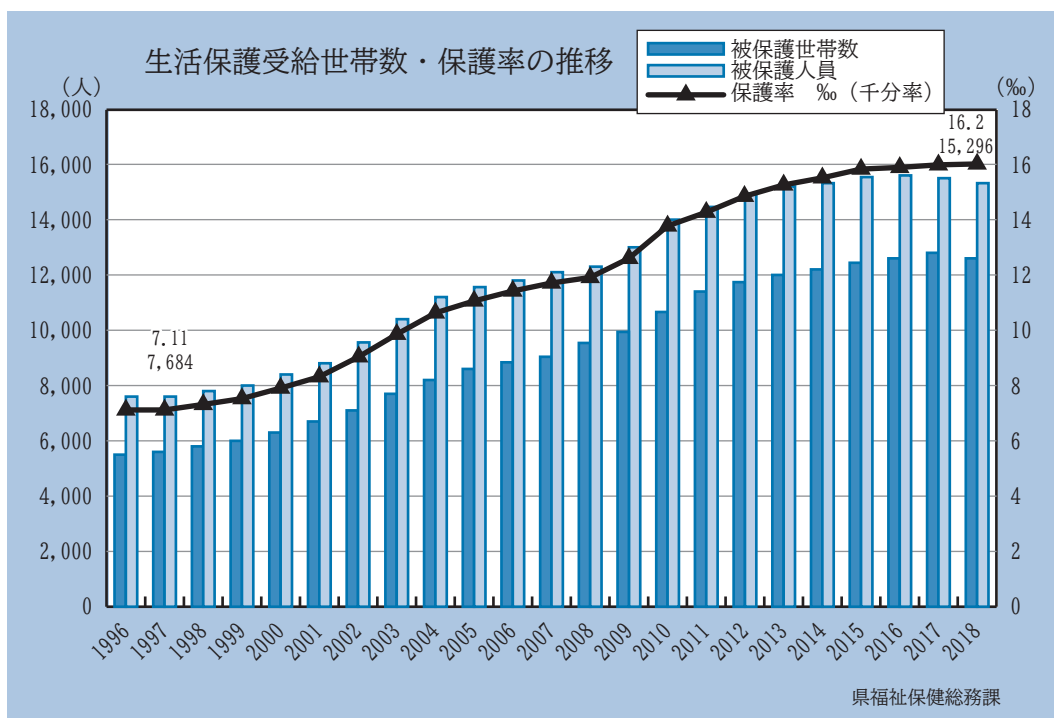
内閣府 2019（平成31）年3月 生活状況に関する調査報告書

※ 40～64歳の男女5,000人に調査  
 ※ 総務省「人口推計」（2018）（40～64歳人口は、4,235万人）から全国のひきこもり者数を推計  
 ※ 単位未満は四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

- バブル崩壊後の長引く景気低迷により、1997（平成9）年度の被保護人員7,684人、保護率7.11%を境に増加傾向に転じ、特に2008（平成20）年のリーマンショック後は急激な伸

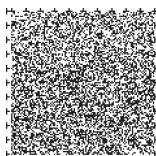
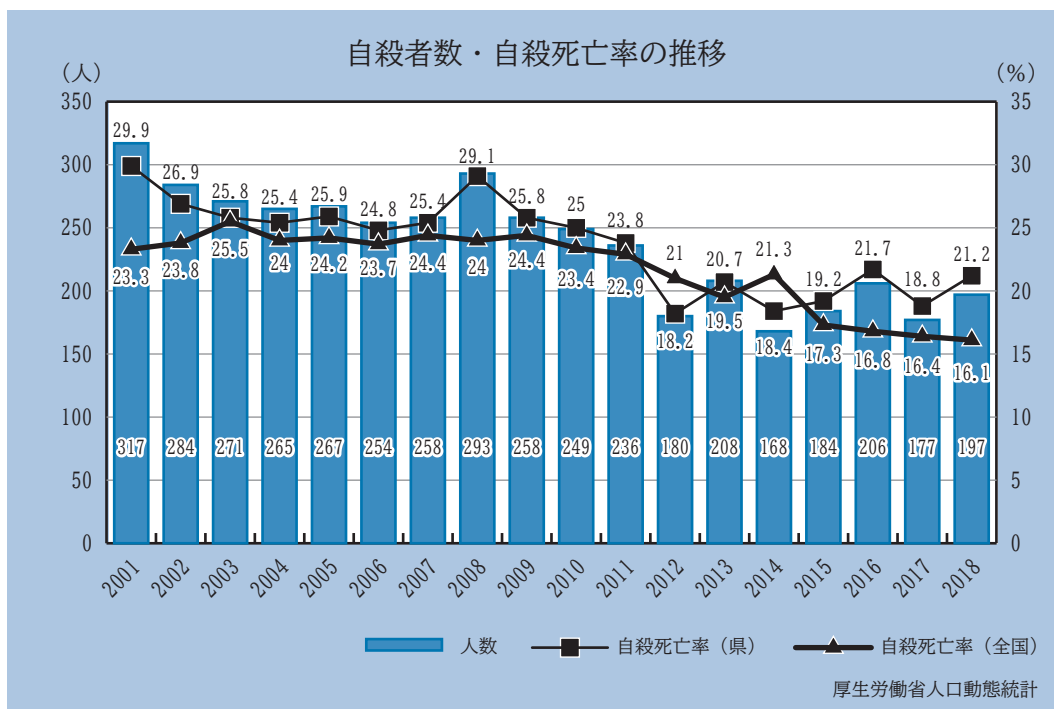


びをみせましたが、徐々にその伸びはゆるやかになり、2018（平成30）年度には、被保護人員15,296人、保護率16.2%となっています。



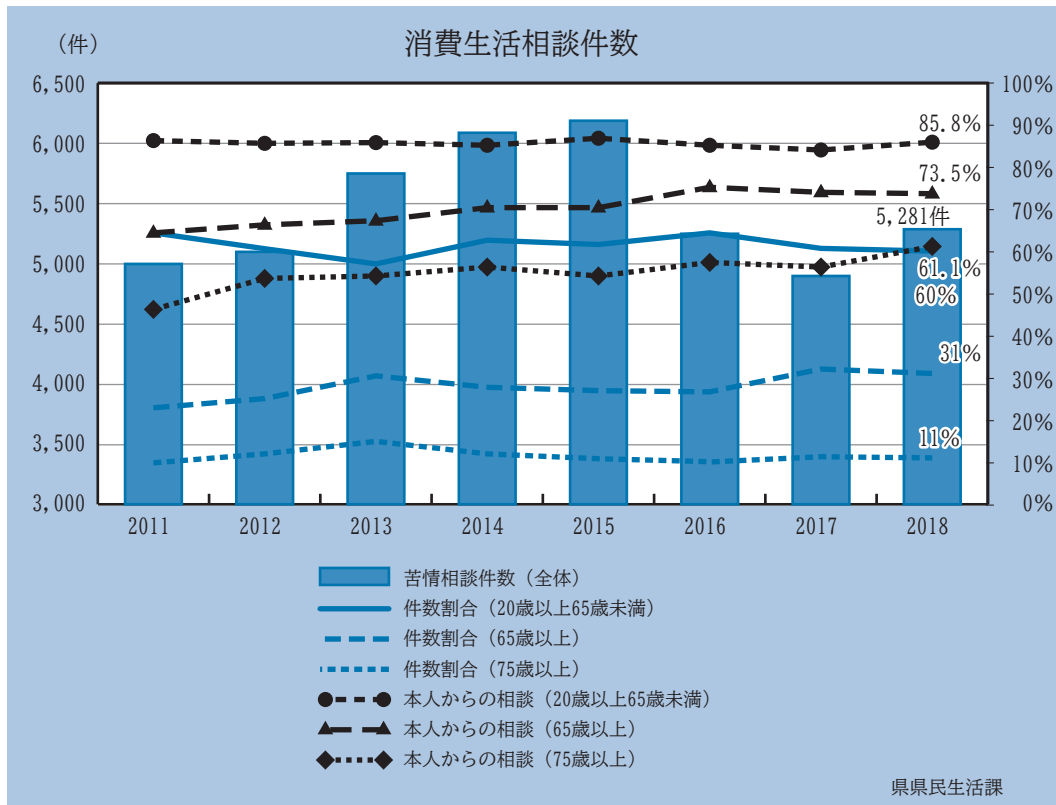
(5) その他

- 本県における自殺者数は2001（平成13）年に317人と最も多くなりました。以後は、減少傾向にあるものの、年によっては、増減があります。2018（平成30）年は、前年より20人増加し、197人となり、自殺死亡率は21.2%となっています。





- 県内の消費生活相談窓口には多くの相談が寄せられています。2018(平成30)年度に、5,281件の相談が寄せられ、その内、65歳以上の高齢者の相談が占める割合は、31%となっています。



### 3 地域福祉に関する主な法改正

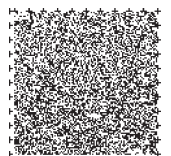
#### (1) 地域共生社会の理念提唱

ニッポン一億総活躍プラン(2016(平成28)年6月閣議決定)において、地域共生社会の理念が示され、これを受けて、厚生労働省内に、地域共生社会の実現に向けた取組を進めるために、「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が設置(2016(平成28)年7月)され、①地域課題の解決力の強化、②地域を基礎とする包括的支援の強化、③地域丸ごとのつながりの強化、④専門人材の機能強化・最大活用を柱とする取組が開始されました。

#### (2) 社会福祉法の改正

すべての社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が設けられました。(2016(平成28)年4月施行)

市町村地域福祉計画及び県地域福祉支援計画の策定が、これまでの任意規定から、努力義務化されました。(2018(平成30)年4月施行)



### (3) 生活困窮者自立支援法の制定

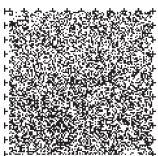
生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、2013（平成25）年に、生活困窮者自立支援法が制定され、2015（平成27）年4月から施行されました。

2018（平成30）年6月に改正され、地域社会からの孤立などにより必要な支援が届いていない方を早期に適切な支援につなげるため、生活困窮者の自立支援の基本理念（「生活困窮者の尊厳の保持」「地域社会からの孤立等生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援」「地域における関係機関等との連携等支援体制の整備」）・定義が明確化されました。

この制度により、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、必須事業の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、任意事業の就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業など、生活困窮者の自立を促進するための取組が行われています。

### (4) 災害対策基本法の改正（2014（平成26）年4月施行）

市町村に対する避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者への提供等の新たな規定が設けられました。



## 第3章 計画の基本方向

### 1 計画の理念

2017（平成29）年3月策定の和歌山県長期総合計画では、「世界とつながる愛着ある元気な和歌山～県民みんなが楽しく暮らすために～」を和歌山県全体の目指す将来像としています。当計画は、県長期総合計画における将来像のひとつである「未来を拓くひとを育む和歌山」の実現を基本理念として、誰もが人権を尊重され、地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加でき誰もが役割を持ち、互いに支え合うことができる「地域共生社会」の実現を推進します。

### 2 計画の重点事項

計画の理念に基づき、支援を必要としている住民（以下「要支援者」という。）を漏れなく把握し、適切な支援へ繋げる支え合いの仕組みをつくること、多様な担い手を確保し、地域の支え合い活動を促進すること、そして、すべての市町村がその実現に向けて計画的に取り組むことを重点事項とします。

#### ○ 市町村における包括的な支援体制の構築推進

地域の生活課題が多様化・複雑化する中、包括的な支援体制の構築が必要です。住民の主体的な参画のもと、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人等の地域福祉関係団体だけでなく、商店、学校等も含めた地域で活動する多様な組織が連携する住民同士の支え合う体制や、行政の関係部署に加え、様々な支援機関が分野を超えて連携し、包括的に相談を受け止める体制の構築を推進します。

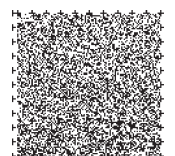
#### ○ 地域福祉活動の推進

地域福祉を推進するためには住民の主体的な参画が必要です。地域住民が地域福祉の担い手として主体的に地域づくりに関わっていくためには、住民交流の場づくりや、地域の実情や地域活動に関する情報の提供を通じて、地域の担い手としての関心を高め、活動を促すきっかけづくりが重要となります。そのため、県では、人権尊重の視点に立ち、地域における包括的支援体制整備や福祉サービスを利用しやすい環境づくり、地域福祉を支える人材の確保、避難行動要支援者の防災対策等、様々な事業に取り組むとともに、国・県の事業や支え合い活動の先行事例等の情報を提供することなどにより、市町村へ支援を行い、住民主体の地域福祉活動を推進します。

各市町村においては、地域の実状に応じて、国・県の事業や情報を活用し、支え合い活動を更に進めていくことが重要です。

#### ○ 市町村地域福祉計画の策定支援

地域福祉を推進していくためには、住民、地域で活動する多様な組織及び行政が一体となっ

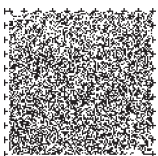


### 第3章 計画の基本方向

て、目標に向けた取組を行うことが必要不可欠です。そのため、住民や活動組織が参画して策定する市町村地域福祉計画が、その策定過程を含め、地域福祉の推進に重要な役割を果たします。

県内のすべての市町村で、地域の実情に対応した地域福祉計画が策定されるとともに、定期的な計画の進行管理及び見直しが行われるよう助言します。

また、県の地域福祉推進状況の指標の一つとして、毎年、各市町村における計画の策定状況を県のホームページで公表します。



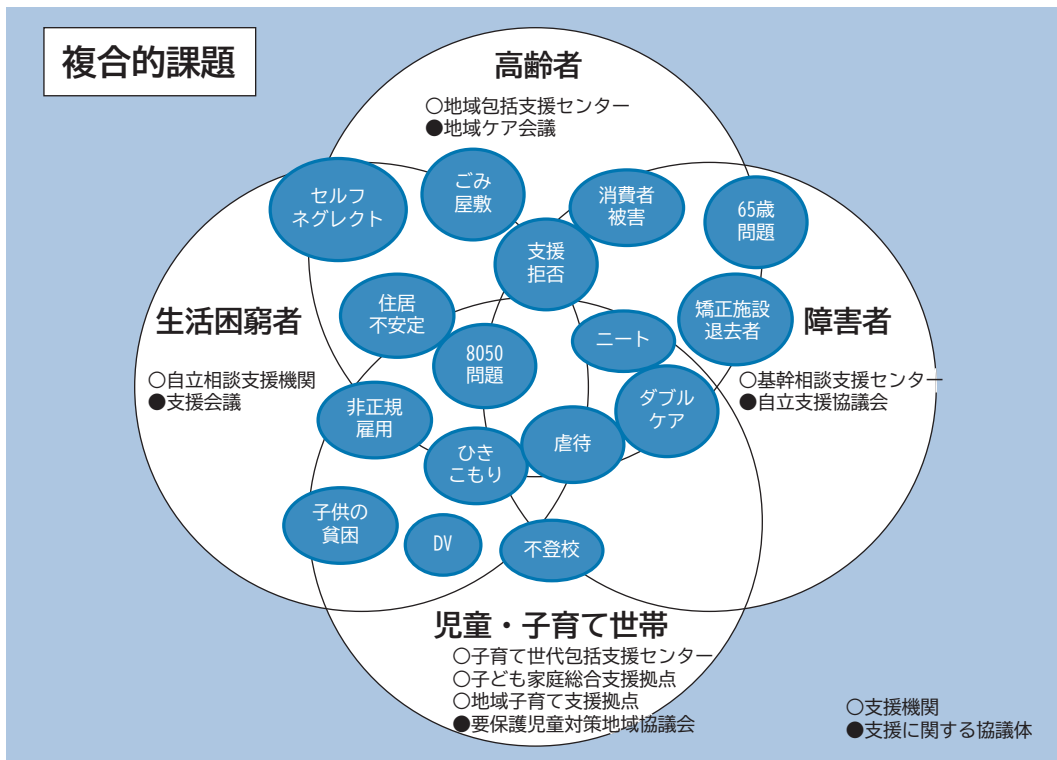
# 第4章 包括的な支援体制の構築推進

## 1 包括的な支援体制の構築推進

### (1) 社会的孤立の防止

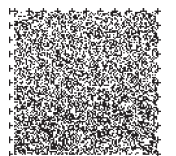
○ 血縁、地縁、社縁などの希薄化による関係性の貧困を要因とする社会的孤立が、高齢者に限らず、若者や中高年など世代を超えて拡大しています。80歳代の親と50歳代のひきこもりの子の世帯（8050問題）、介護と育児の両方に課題を抱える世帯（ダブルケア）、ひとり親家庭、刑務所からの出所者、ホームレスなど、様々な課題を抱え、生きづらさを感じながら、地域や社会とのつながりを失って孤立する世帯が増えています。厚生労働省の調査によると相対的貧困の状態にある子供は7人に1人で、貧困は、世代間で連鎖する傾向があります。

また、児童や高齢者、障害者への虐待、高齢者、障害者を狙った消費者被害、孤立死など、地域の見守りによって防ぐことができる可能性がある事件も数多く起きています。様々な課題を複合的に抱える人に対しては、分野を横断した支援に加え、地域住民等の支援により、社会的孤立を防止することが必要です。

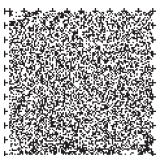


### (2) 地域力の強化

○ 課題を抱えている人々の中には、自分自身の課題に気付いていない、あるいは自ら助けを求めることができない状態にある場合があります。このような人々を把握するために、地域住民などの身近な人々の果たす役割が大きく、地域における見守り活動が基盤となります。見守り活動の中で、声かけなどのつながりができ、困りごとがあっても支え合う関係を育むことができます。



- 孤立する方を早期に発見するために、民生委員・児童委員の相談援助活動に加え、地域見守り協力員制度に基づく見守り活動や郵便配達等の民間事業者が日常業務の中で行う見守り活動、認知症の人とその家族の見守り・支援を実施する認知症サポーターの養成等、地域の実情に応じた重層的な見守り体制の構築を推進しています。
- また、誰でも気軽に立ち寄ることができる通いの場や、相談に対応できる場を設けることが有効であるため、高齢者サロンや子育てサロン、こども（地域）食堂（※）などの住民主体の地域福祉活動を支援します。対象者を限定せず、高齢者や障害者、子育て世代、子供など地域に暮らす多様な人々が集い、交流できる全世代・全分野の場であれば、多世代の関わりの中で、幼少期から地域の文化や多様な暮らしぶりに触れることにより、地域への意識を育み、地域で互いに見守り合い、支え合うという機運づくりや安心感につながります。
- 活動拠点としては、公民館、集会所、学校の空き教室、空き家、空き店舗等、地域の資源を再評価して活用することが考えられます。また、隣保館は、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の相談や人権課題解決のための各種事業を総合的に実施しているため、地域福祉推進の拠点としての活用を促進していきます。
- さらに、課題を抱える住民を地域住民等で支えていくための体制づくりを進める必要があります。しかし、実際に地域住民が課題を抱える住民に接触し、話を聞き、解決に導くのは難しいことです。身近な地域だからこそ、あまり関わりたくないと考える地域住民も多いため、課題を抱える住民の思いや状況を代弁したり、地域住民と交流する場を設定する調整役（コーディネーター）を置くことが有効です。地域住民が調整役（コーディネーター）とともに、課題に対応する経験を積み重ねることにより、地域住民の意識が変化し、地域全体の課題解決力が底上げされていきます。
- 買い物やごみ出し、外出支援といった日常生活機能の確保のための住民主体の地域福祉活動を支援します。地域福祉活動を実施するにあたっては、従来の福祉概念によるものだけでなく、防災、まちづくり、教育、商工、農林水産、交通といった他分野との協働と連携による総合的なコミュニティ施策として考えていくことが大切です。
- また、介護保険制度の地域支援事業において、地域の実情に応じた生活支援サービスの創出・育成、また、元気な高齢者が地域ニーズに応じた活動の担い手として活躍できる仕組み作りなどを行う生活支援コーディネーター（※）と連携することが効果的です。
- 地域の持続や発展のためには、将来を担う若者が積極的に地域づくりに参画することが期待されます。また、若者の柔軟な発想を生かす、若者が主体となる活動は、地域に活力を与えます。このため、体験学習の充実、大学との連携、学生ボランティアの活用など若者の地域への関心を喚起する取組や活動の場となる居場所づくりなどを支援します。



○ 住民自らが地域の生活課題に気付くという主体的なきっかけがなければ、地域住民の自発的で主体的な活動は生まれません。地域福祉活動に消極的な住民が多い中、住民の自主的な地域福祉への取組を促進するために、住民向けに学習の機会を作り、住民自身による地域課題への気付きや行動を促していけるように、福祉と自治の両面を醸成する社会教育を実施することが重要です。

- ◆ 市町村が把握する居場所等（サロン等）：1,085 か所（2019（令和元）年12月末現在）
- \* 居場所…身近な地域を拠点として、高齢者や障害のある人、子育て中の人などが、茶話会やレクリエーション等を定期的で開催し、仲間づくり・交流を行うサロンや世代や属性を超えて住民同士が交流できる場（民間サークル等が運営するものを含む。）

### 【事例1】 地域福祉ネットワーク会議（有田市社会福祉協議会）

〈事業内容〉

2016（平成28）年4月、有田市社会福祉協議会は、制度の狭間の問題、地域の多様な福祉課題・生活課題を発見し、解決につなぐ支援やその仕組みづくりを図り、互いに課題を共有し、協働して解決活動に取り組むため、社会福祉法人、福祉事業所、関係機関が相互に連携し、有田市地域福祉ネットワーク会議を設立しました。

この会議から、空き家を使って地域住民が集まれる居場所をつくるプロジェクトが始まりました。公募により、「AGALA あがら」（All Generation Always Live together in Arida）と名付けられ、1階は地域交流カフェ、2階はフリーレンタルスペースとして住民の居場所となっています。

また、1階のカフェは、障害のある方々が働く場として有田市で初めての就労継続支援A型事業所であり、資源開発を行うことができました。

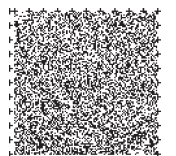
地域福祉ネットワーク会議は、防災における自助力についても協議し、地域住民の自助力の強化に取り組んでいます。

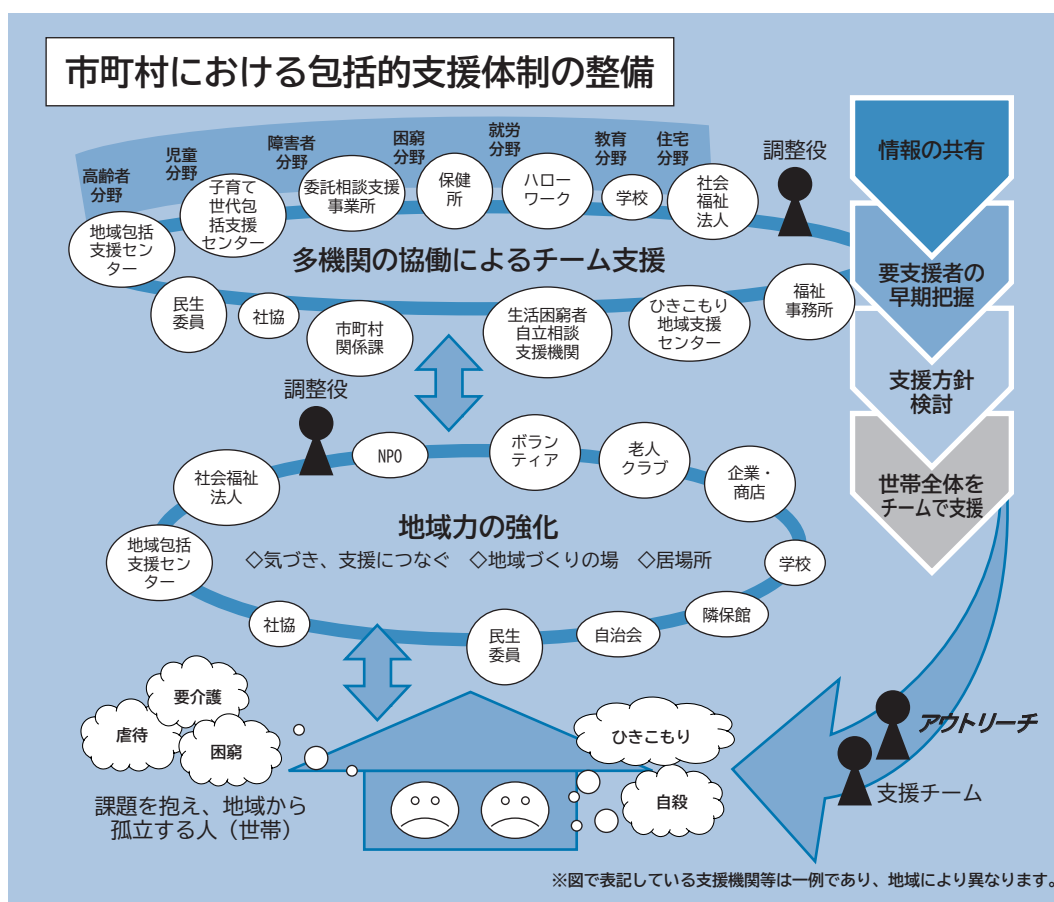


地域福祉ネットワーク会議



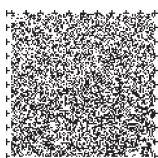
AGALA





### (3) 多機関の協働

- 公的福祉サービスは、これまで高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の福祉分野ごとに、それぞれの相談機関により支援の充実が図られてきました。しかし、経済的困窮や、病気、住まい、不安定雇用など複合化した課題を抱える場合には、一つの福祉分野の制度だけで解決することはできません。多種多様で複合的な課題を解決するためには、支援関係機関が分野横断的に連携を図り、相互の協力を円滑に行い、課題を抱える住民や世帯に対する支援を包括的に提供する必要があります。
- このため、市町村において、ワンストップかつ包括的に対応する窓口の設置や既存の相談支援機関等で編成したチームによる支援など、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の構築を進めます。
- チーム支援を実施するうえでは、調整役（コーディネーター）の存在が重要となります。調整役（コーディネーター）には、相談者本人のみならず、その属する世帯全体の複合的な課題を解きほぐし、関係する相談支援機関と連携し、チームで必要な支援内容を検討します。
- 様々な相談を断らず受け止める入口支援とともに、受け止めた後、継続的にかかわる出口の支援も併せて必要となります。課題を抱える本人や世帯が、ライフステージが変化するに





従って、抱える課題が変化する場合や新たな課題が発生する場合に対応していくため、本人や世帯に寄り添った中長期で継続的に関わる伴走型の支援が重要です。

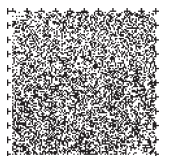
- 支援を必要とするケースの中には、窓口相談にやってくる気力を失っている場合や支援を拒否する場合があります。このような場合にも、チームで支援を検討の上、アウトリーチにより信頼関係を構築し、継続的な支援につなげることが必要です。
- 県としては、市町村の包括的支援体制整備を進めるため、市町村や市町村社会福祉協議会に対し、訪問により先進事例や補助金等の情報の提供等を行い、地域の実情に合った体制整備を助言します。

また、チーム支援をコーディネートする調整役を育成するとともに、チーム支援に関わる相談員に対し、複合的な課題を抱える人を必要とする支援につなぐ意識付けや事例検討を通じたチーム支援力の向上を目的とした研修を実施します。

#### (4) 地域住民等による主体的な地域福祉活動の財源

地域住民が主体的に地域の課題を解決していくためには、財源の確保が必要となります。その際、公的財源のみでなく、地域福祉推進を目的とする共同募金や企業の社会貢献活動による基金等の民間財源の活用など、必要な財源を自ら確保するファンドレイジング（※）を意識することが重要です。

また、地域福祉推進を目的とする共同募金運動（※）を活性化させるため、どのような形で役立っているのか、寄付者が実感できるように周知に努めます。



**【事例2】 我が事・丸ごとの地域づくり（和歌山市、和歌山市社会福祉協議会）**

〈地域力強化推進事業〉

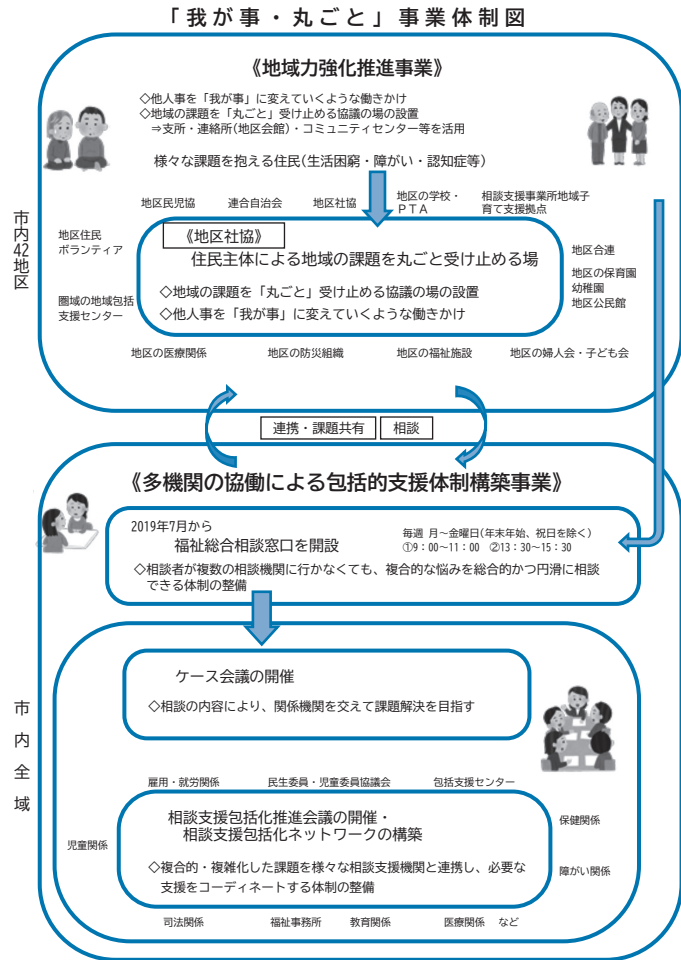
和歌山市は、和歌山市社会福祉協議会（以下市社協）に委託し、「我が事・丸ごとの地域づくり推進事業」を実施しています。「地域力強化推進事業」では、地区社協や地域団体の活動に参画、支援しながらニーズの早期発見に努め、地域課題について地域の協議体で話し合うなど、地域住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる地域づくりに取り組んでいます。

〈多機関の協働による包括的支援体制構築事業〉

併せて実施している「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」では、市社協に「福祉総合相談窓口」を設置し、複雑・多様な問題を丸ごと受け止める総合的な相談支援体制を作り、多機関の専門職等が連携して具体的な課題解決を目指すためのネットワークを構築します。

〈支援ケース〉

一番多いケースは、精神疾患に関する問題です。その中にはひきこもりや本人が支援を希望されなくても伴走型支援を要する継続ケースがあり、相談支援事業所等と連携し、随時個別ケース検討会議を開きながら、さらに多機関での協議が必要な場合は、相談支援包括化推進会議を開き解決に向けて取り組んでいます。

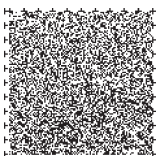


**2 住民、地域で活動する多様な組織、行政の役割 ～地域福祉の担い手～**

**ア 県**

- 地域福祉を県内全域で推進していく役割を担います。

地域福祉の理念や仕組み等の普及啓発に加え、広域的な立場から関係機関等への協力要請を行うことにより、市町村等が取り組む地域福祉施策を支援し、包括的な支援体制整備の構築を推進します。



- また、市町村だけでは対応できない広域的又は専門的な福祉ニーズに対応するとともに、必要に応じて国等に働きかけを行うなど、地域福祉推進体制の整備に努め、住民の誰もが人権を尊重され、安心して自分らしく暮らすことができる和歌山を創ります。

## イ 市町村

- 住民が安心して自分らしい生活を送ることができる環境をつくることは、市町村の基本的な役割です。公的な福祉サービスを適切に運営することに加えて、地域福祉活動のための基盤整備、包括的な支援体制整備など、あらゆる方法により住民の生活課題の解決に取り組む必要があります。

- そのため、市町村地域福祉計画を策定することにより、地域の課題を住民や地域で活動する多様な組織と共有して、解決を目指すような仕組みを構築するとともに、住民により集められた地域の生活課題を福祉に関する施策に反映させ、住民の地域福祉への関心を高める必要があります。

また、高齢者や障害のある人などが地域で自立した生活を送るために、法人後見（※）や福祉サービス利用援助事業を実施している社会福祉協議会をはじめ、地域福祉を担う関係機関を積極的に支援する必要があります。

## ウ 社会福祉協議会

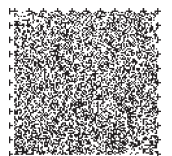
- 社会福祉協議会は、社会福祉法第109条及び第110条により、その役割を「地域福祉の推進を図ること」と明確に規定されており、行政とともに福祉の両輪として活動しています。

- 和歌山県社会福祉協議会は、広域的な見地から社会福祉を推進しており、市町村社会福祉協議会と連携し、生活福祉資金貸付事業（※）、福祉サービス利用援助事業（※）、福祉サービス運営適正化委員会（※）など福祉サービスの利用者の保護に関わる事業等に積極的に取り組むとともに、和歌山県災害ボランティアセンター、和歌山県成年後見支援センターを設置するなど、時代のニーズに即応した事業展開を行っています。

また、県と一体となって地域福祉を推進する役割も担っており、市町村社会福祉協議会に対して、地域福祉推進のモデルの提案や事業方針の助言を行うなど、広域的・専門的な見地から地域福祉の推進をリードすることが求められています。

- 市町村社会福祉協議会は、社会福祉を推進するための各種事業や住民参加の促進に取り組んでおり、地域によっては、介護サービスの事業を実施し、介護保険制度の担い手としても重要な存在です。

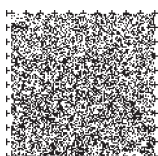
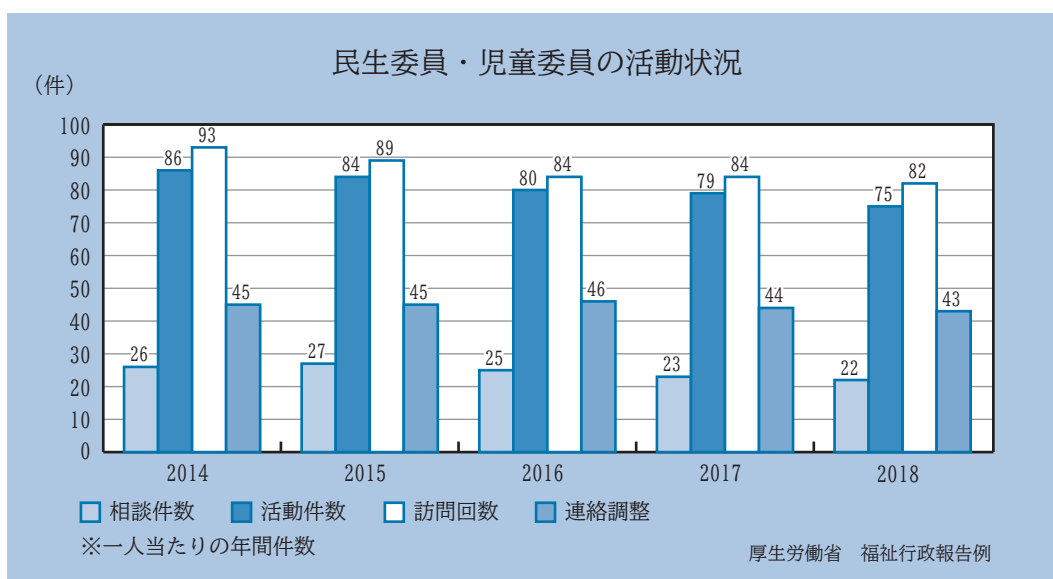
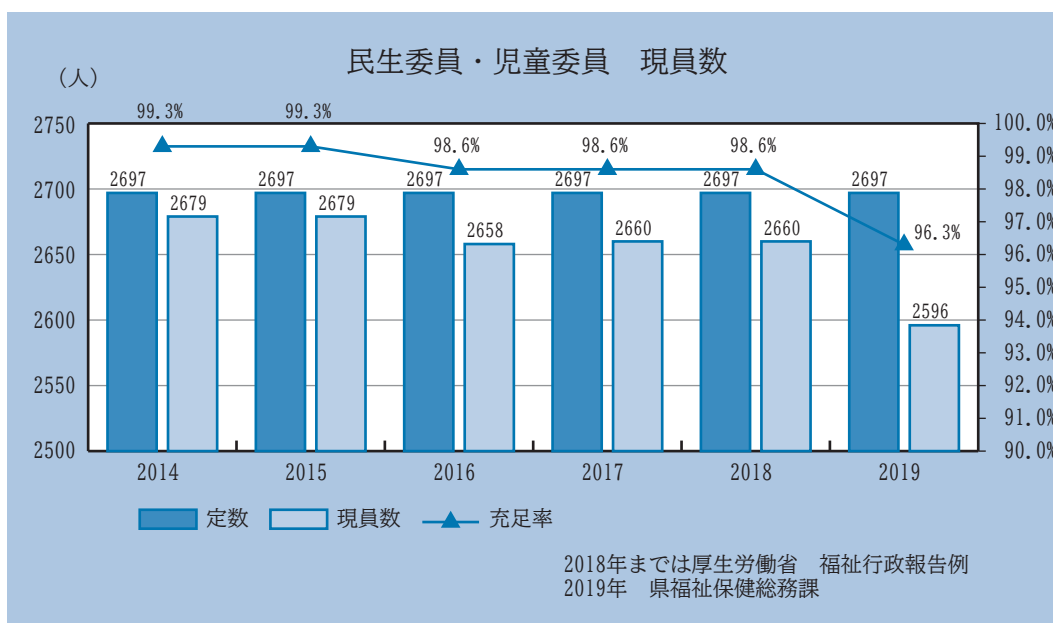
また、地域における包括的支援体制の核として、市町村と一体となって、住民、関係機関や団体等の主体的な活動を推進する役割を担っています。



## エ 民生委員・児童委員

- 民生委員・児童委員は、地域住民にとって「顔の見える」最も身近な相談者として、住民の生活状態の把握、相談助言、福祉サービス情報の提供及び行政機関の業務への協力等重要な役割を担っています。
- 社会的孤立や経済的困窮といった課題を抱える生活困窮者の自立支援が問題となっている昨今、相談窓口にとりつけない要支援者を見逃さず必要なサービスにつなげていく「見守る。つなぐ。」という役割が特に重要となっています。

◆ 民生委員・児童委員数：2,596人（2019（令和元）年12月1日現在）



### オ 地域見守り協力員

- 地域見守り協力員は、民生委員・児童委員等と協力・連携して地域住民の見守り等を行う住民によるボランティアで、県は、その活動を積極的に支援しています。この制度は、地域全体で見守り合い、お互いに助け合う地域の輪を広げていくことを目的としており、「見守る。つなぐ。」といった役割を担っています。

### カ 自治会、自主防災組織

- 自治会は、地域住民すべての加入を前提とした地域そのものの団体であり、その安定的な自治活動により、住民の支え合い機能を担っています。

住民の最も身近な組織として、より多くの世帯が加入することで地域の連帯感を高め、日常生活における隣近所の支え合い機能を促進させることが重要です。

また、南海トラフ地震（※）の発生が懸念される中、自主防災組織は、市町村や防災関係機関と連携し避難訓練や避難行動要支援者（※）の避難誘導等に取り組むことが必要です。

### キ 老人クラブ

- 老人クラブは、地域の高齢者で組織され、もともとは会員の生きがいや健康づくりなどの活動が中心でしたが、元気で社会参画意欲の高い高齢者の増加と、その豊富な経験や知識に対する社会的ニーズから、地域で様々な活動を展開しています。

- 生活を豊かにする楽しい活動を行うほか、清掃活動や、要支援者の見守りなどのインフォーマルサービス（※）を実施する役割を担っています。

◆ 老人クラブ数・会員数：1,559 クラブ・74,398 人（2019（平成31）年3月末現在）

### ク ボランティア団体などNPO（※）

- 住民の自主的・主体的な社会貢献活動である個人や団体によるボランティアの活動が広がっており、地域福祉においても、多くの団体が重要な役割を担っています。住民の多様なニーズに柔軟かつ機敏に対応するために、このような活動を促進するとともに、その自主性を尊重した協働・連携の取組を進める必要があります。

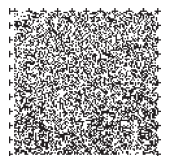
◆ 県内NPO法人数：391 法人（2019（令和元）年12月末現在）

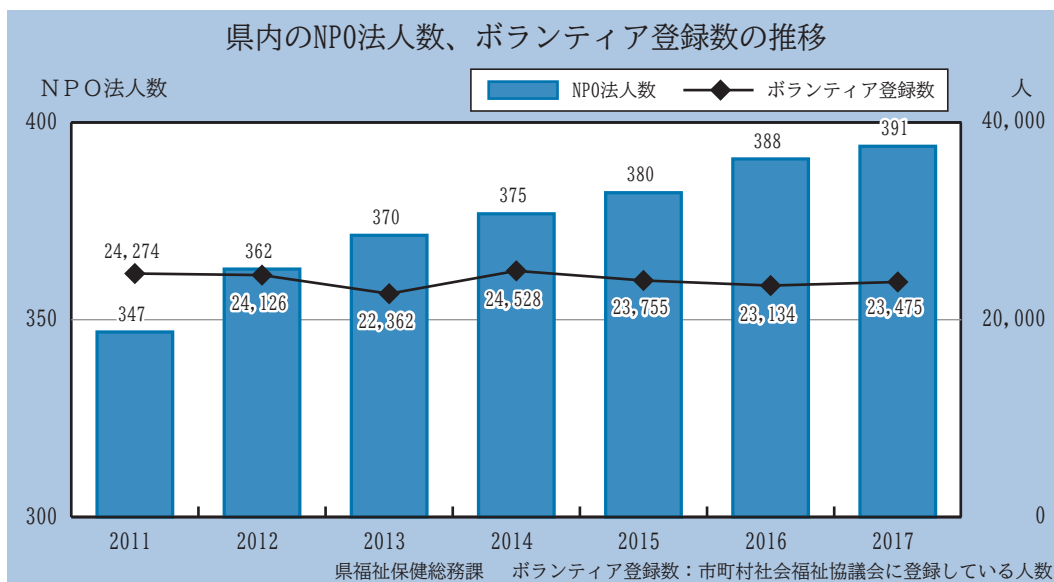
◆ 県内ボランティア登録数

団体数：669 団体（2019（平成31）年3月末現在）

個人数：1,958 人（2019（平成31）年3月末現在）

\*市町村社会福祉協議会に登録している団体及び個人





### ケ 学校関係者等

- 学校、家庭及び地域は、子供たちが地域で健やかに成長できるよう連携・協力し、日常における見守り、安全で安心な放課後や週末等の居場所づくりを行うほか、福祉活動の体験や地域住民との交流の場を提供します。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（※）を通じて、地域と学校が連携を深めます。

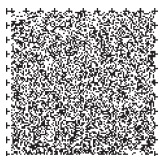
### コ 地域密着事業者等

- 郵便局、電力会社、農業協同組合、新聞販売所、宅配事業者、飲料販売事業者、商店、医療機関、金融機関等、地域の住民と密着している事業者は、その事業活動を通じて、地域住民の状況を把握することができます。特に2013（平成25）年度からは、県内全域で営業活動をしている民間事業者と協定し、日常業務の中で見守りを行い、異変に気づいた場合には、市町村担当窓口に連絡し高齢者等の確認・支援を行う取組を実施しており、成果をあげています。
- 地域の一員、そして支え合いネットワークの一員として、「地域福祉活動への主体的な参画」や「事業活動を通じた見守り活動の実施」といった役割を担っています。

◆ 見守りについての協定を締結した事業者：10業種・12事業者  
 （2019（令和元）年12月末現在）

### サ 企業

- 企業は、地域の一員として、企業が有する人材や施設等を地域社会への貢献活動に活用することなどにより、CSR（企業の社会的責任）（※）を果たさなければなりません。例えば、本来の活動を生かした買い物支援や移動支援のサービス提供や、要支援者への個別の生活サービスの提供、ボランティア活動やスポーツレクリエーション活動等を通じた住民との交流などの活動が考えられます。



また、障害者雇用の拡大、子育てや介護と仕事が両立できる雇用環境の整備に取り組む必要があります。

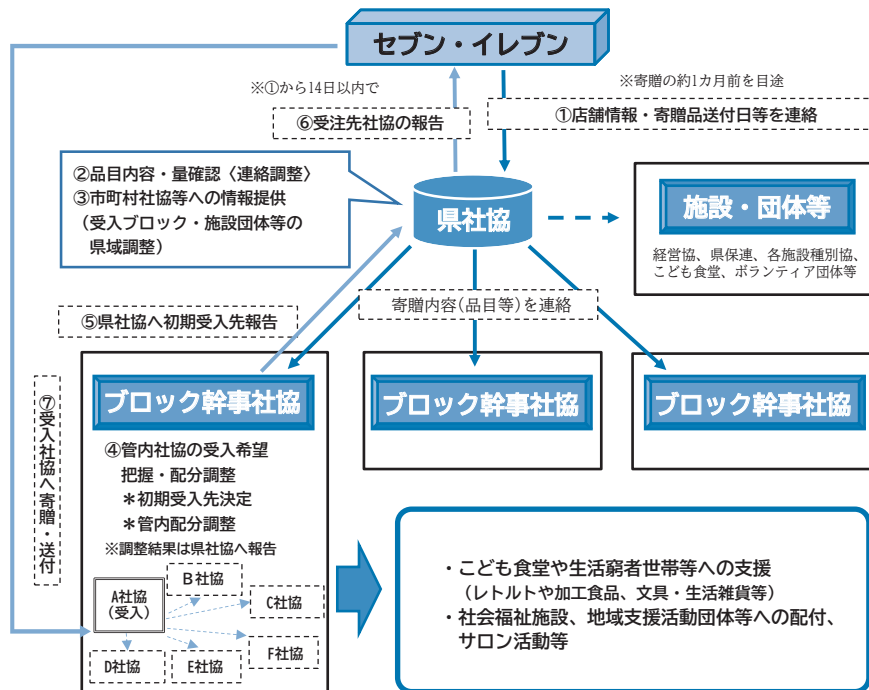
**【事例3】 セブン-イレブン・ジャパンからの商品寄贈による社会福祉貢献活動**

〈事業内容〉

和歌山県と和歌山県社会福祉協議会及び株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「セブン-イレブン」という。）は、2019（令和元）年6月12日に、生活に困難を抱えた個人・世帯等への支援や地域福祉の推進を図るため、「商品寄贈による社会福祉貢献活動・寄贈品に関する協定」を締結しました。

この取り組みは、セブン-イレブン店舗での改装時等に発生する加工食品や雑貨等の一部を和歌山県社会福祉協議会に寄贈いただき、各市町村社会福祉協議会の協力により社会福祉に関係する団体・施設等に配分し、地域福祉の推進に役立てるものです。

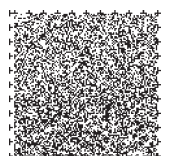
社会福祉協議会のネットワークを活用することで、民間企業の地域貢献を生活に困難を抱える方々への支援につなげることができ、支え合いのネットワーク形成の契機となります。



**シ 福祉サービス提供者（社会福祉法人等）**

○ 社会福祉法人等は、福祉サービス提供の主役です。利用者一人一人の人権を尊重し、個々の状況に応じたきめ細かなサービスを提供するという本来の役割に加えて、地域の資源であるという認識のもと、地域福祉活動に積極的に取り組む役割があります。

これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を生かしながら「地域における公益的な取組」の実践を通じて、積極的に住民の主体的な地域づくり活動や包括的な相談支援体制づくりに貢献していく必要があります。



### 【事例4】 制度の狭間にある福祉課題・生活課題への協働プロジェクト (和歌山県社会福祉協議会)

〈事業内容〉

和歌山県社会福祉協議会は、県内の社会福祉法人が連携・協働し、様々な生活課題を抱える地域住民の相談に応じたり、具体的な日常生活上の課題解決に取り組むことを推進・支援するために「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト推進委員会」を設置し、現在42の県内の社会福祉法人が参画しています。①「居場所づくり」の普及検討、②社会福祉法人による相談支援、③災害時の福祉的支援の3つの小委員会を設置し、「地域における公益的な取組」を共に考え、具体的な実践を検討し、法人の取組を促進しています。

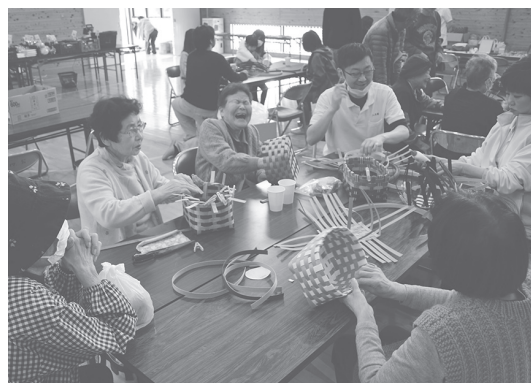
社会福祉法人は、それぞれの特性を活かし、地域の小学生を対象としたこども食堂や地域住民を対象としたカフェなどの居場所づくりや地域住民向けの講座、相談会等の実施に取り組んでいます。



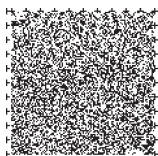
協働プロジェクト推進委員会 総会



(社福) 愛徳園 「愛徳こども食堂」  
地域住民や教員OBと協力し、こども食堂と学習支援を実施しています。



(社福) 串本福祉会 「錦富さわやかクラブ」  
廃校になった小学校の体育館を利用し、地域住民が集まり、課題について話し合う場を作りました。





## ス 医療機関

- 医療機関は、患者の治療だけにとどまらず、治療を通してそれぞれが抱える課題を早期に発見し、適切な支援につなげるため、保健・介護・福祉サービス等の関係機関との連携を図る必要があります。

## セ 弁護士、司法書士、社会福祉士等

- 地域における課題が多様化、複雑化する中、困難事例等の解決のために、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の今後一層の協力が期待されます。  
また、成年後見制度の普及に関しては、専門職団体として、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいても積極的な役割を担っています。

## ソ 地域住民

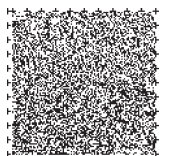
- 多様化する地域の生活課題への対応において、公的な福祉サービスだけで解決できることは少なく、それらの解決には、住民の果たす役割が大きいものがあります。  
例えば、身近な住民でなければわからないことについて、「支援の必要があれば行政等へつなぐ。」「できることは自らが支援する。」といった、住民自らが、その解決に向けた一歩を踏み出すことが求められます。
- そのためには、住民一人一人が、地域社会を構成する一員として、住民が他人事ではなく、自分のこととして、地域のことを認識し、自らが主体となって地域福祉を推進していくことが大切です。地域をより良くしていくためには何をすべきかを考えて行動に移す、そのような主体性が地域福祉の原動力となります。県は、地域住民の地域福祉計画策定への主体的な参画、地域で活動する多様な組織や行政との連携など、積極的な地域福祉活動を促進します。

### 社会福祉法

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成



四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

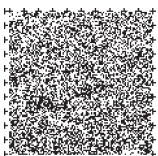
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員総数の五分之一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（都道府県社会福祉協議会）

第110条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

- 2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。



# 第5章 地域福祉活動の推進

## 施策体系

### 1 人権を尊重した地域福祉の推進

- (1) 人権尊重の視点に立った行政の推進
- (2) 人権教育・啓発の推進
- (3) 相談・支援・救済の推進
- (4) 推進体制の整備

### 2 地域福祉施策推進

- (1) 生活困窮者の自立の促進
- (2) 高齢者の社会参加の促進
- (3) 子育て支援を通じた支えあい活動の促進
- (4) 高齢者、障害者、児童に対する虐待防止
- (5) 自殺対策の推進
- (6) ひきこもり状態にある人への支援
- (7) 矯正施設退所後の社会復帰の支援
- (8) 住宅確保に配慮を要する方への居住支援
- (9) 消費者被害等の未然防止
- (10) 男女共同参画の推進
- (11) 生活交通の維持及び安全で円滑な移動手段の確保
- (12) 健康づくりの推進
- (13) 保健・医療・介護・福祉等の連携
- (14) ICT・IoT活用による利便性の向上

### 3 地域福祉を担う多様な担い手づくり

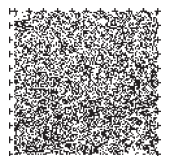
- (1) 民生委員・児童委員活動の促進
- (2) ボランティア活動の促進
- (3) NPO活動の促進
- (4) 社会福祉協議会の活動への支援
- (5) 福祉教育・啓発の推進
- (6) 福祉職場への就業促進
- (7) 福祉人材の資質の向上・定着の促進
- (8) 福祉・介護人材確保対策

### 4 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備

- (1) 健全な事業運営の確保
- (2) 福祉サービスの点検・評価
- (3) 苦情解決の仕組みの整備
- (4) 経営指導・支援の充実
- (5) 福祉サービスの適切な利用等の推進
- (6) 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備

### 5 災害に強い地域づくり

- (1) 災害に備えた地域づくりの推進
- (2) 避難行動要支援者への支援体制強化
- (3) 円滑な避難所運営の強化
- (4) 社会福祉施設等の防災対策強化
- (5) 防災知識の普及・啓発



## 1 人権を尊重した地域福祉の推進

- 地域福祉を推進していく上で、基本となるのは「一人一人の人権を尊重し、共に支え合う」という視点です。人権に関する法律（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法等）を踏まえ、女性や子供、高齢者、障害のある人などに対する人権侵害や同和問題（部落差別）等、様々な人権問題の解決に向けた取組を推進します。
- 「人と人の差異や多様性を認め合い、誰もが排除されることのない、共に生き、互いに支え合う社会の実現（＝ソーシャル・インクルージョン）（※）」の考え方に基づき、地域において様々な課題を抱える住民が増加する中で、その存在を認識し、地域の一員として、お互いの人権を尊重し、支え合っていくという地域福祉を推進します。
- 障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが社会参加し、活動できる社会こそが本来のあるべき姿であるというノーマライゼーション（※）の考え方に基づき、住民の誰もが支援される対象であると同時に、地域福祉の担い手として活動できる社会づくりを推進します。

上記の3項目を基本として、次の取組を進めます。

### （1）人権尊重の視点に立った行政の推進

県が実施する全ての業務は、人権と関わっています。和歌山県人権施策基本方針に沿って、常に人権の尊重を念頭に置いて実施します。

### （2）人権教育・啓発の推進

人権尊重の社会を実現するためには、県民一人一人が人権を自らの問題として捉え、人権の意義や人権尊重、共に生きることの重要性について、理性と感性の両面から理解を深めるとともに、社会に現に起こっている問題に対応できるような力を身につけることが大切です。

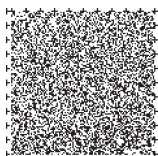
このような認識のもと、人権教育・啓発の実施に当たっては、県民の理解と共感が得られるような内容・方法等により、関係行政機関、企業、民間団体と連携し、家庭・学校・地域社会・職場等あらゆる場と機会を通じ、総合的な推進に努めます。

### （3）相談・支援・救済の推進

人権意識の高まり等による相談件数の増加や内容が多様化・複雑化する中、県民が戸惑うことなく速やかに相談することができるよう、市町村・関係機関等と連携・協力をしながら、相談機能の充実を図ります。

また、緊急に避難や保護を必要とする女性や子供、高齢者、障害のある人に対しては、一時保護や自立支援等を行います。

さらに、様々な分野の人権問題に関わる誹謗、中傷、忌避、排除等の人権侵害事件については、行政が主体的に取り組む必要があるとの認識のもと、市町村と連携しつつ事件に対応する



ための体制を整備し、行為者への啓発や話し合いの仲介、あるいは被害者への助言や情報提供を行うことにより、救済の一助とします。

加えて、情報化の発展に伴い、インターネット上への差別書き込みも発生しているため、差別書き込みの把握を行うとともに、国や市町村等と連携し、被害の拡大防止を図ります。

#### (4) 推進体制の整備

ア 人権行政を県政の重要な柱と位置付け、全庁的な推進体制のもと、総合的に施策の推進を図ります。

イ 和歌山県人権啓発センターにおいて、組織の機能強化やスタッフの育成・確保を図るとともに、総合的な情報の収集と発信、様々な啓発手法の研究や関係機関との連携・協働による効果的な啓発・研修事業の実施、講師の派遣、人権に関する様々な相談への対応等、機能のより一層の充実を図ります。

ウ 国・県・市町村がそれぞれの特性に応じた役割分担のもとで、連携を図りながら効果的な人権施策を推進します。

エ 人権が尊重される社会づくりを推進するためには、県民一人一人が主体的に社会のあらゆる分野において取り組むことが求められています。

また、企業やNPO等が行う人権に関わる広範な活動は、機動性や柔軟性に優れるという特性を持っており、様々な人権問題の解決に向けて大変重要なものです。

このことから、住民や企業、NPO等との連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援等の取組を推進します。

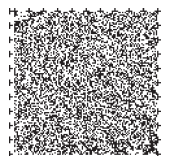
## 2 地域福祉施策推進

### (1) 生活困窮者の自立の促進

安定雇用の揺らぎや所得の低下により、困窮に陥る人が増加する中、2015（平成27）年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者自立支援制度により、生活に困窮する人や世帯に対する、重層的なセーフティネットの構築が進められています。

生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、経済的自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立を促進するために、自立相談支援事業を中核に、就労準備支援事業や家計改善支援事業等、生活困窮者の状況に応じて包括的かつ早期に支援を実施することが重要です。

県では、各振興局（那賀振興局を除く。）に相談員（主任相談員・自立支援相談員）を配置した相談窓口を設置し、自立相談支援事業等を実施するとともに、市が行う当該事業の適正かつ円滑な実施に必要な助言や情報提供等を行い、生活困窮者の自立の促進を図ります。



## ア 生活困窮者の早期把握

生活困窮者を支援する上では、「待ちの姿勢」ではなく、生活困窮者をいかに早期に把握し、課題がより深刻になる前に速やかに支援につなげるかが、非常に大事なポイントとなります。そのため、市町村、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の地域に精通する支援関係機関や関係者が、生活困窮者を把握した場合は、速やかに生活困窮者自立相談支援機関へつなぐ体制を整えます。

生活困窮者自立相談支援機関（※）における相談支援は、包括的な支援の「入口」として、経済的困窮の課題を抱える人であるかどうかにかかわらず、社会的孤立や生きづらさを含め、すべての相談を断らないことを基本としています。相談支援は、窓口相談だけではなく、出張相談や家庭訪問等、積極的に地域に出向いた取組（アウトリーチ）を行います。

しかしながら、生活困窮者の支援の現場では、本人や家族の同意が得られないために、連携すべき支援関係機関等の間で、情報を共有できないケースや、同居している家族がそれぞれに異なる課題を抱え、一部の課題については支援機関が対応しているものの、世帯全体の課題として把握されず、支援関係機関等の間で情報が共有されないケースがあります。

このように必要な支援につながっていないケースに対応するため、守秘義務を課した支援会議を各福祉事務所に設置し、相談員の主導の下、それぞれの支援関係機関が持っている情報を集約し、世帯全体としての状況を把握した上で、包括的な支援につなげるための方法を検討します。本人や家族に対しアプローチをする際には、同意を得ていないことを十分に認識することが不可欠で、本人の負担感や抵抗感に配慮し、時間をかけて信頼関係を構築します。

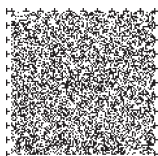
## イ 生活困窮者の自立を目指した支援

複合的な課題を抱える人や世帯に対して、包括的な支援を行うため、支援関係機関等で構成した支援調整会議において、本人や世帯が置かれている状況や環境、並びに生活困窮に陥った背景・要因を分析し、支援プランを検討するとともに、支援関係機関等が、それぞれの役割を理解、共有し、責任感を持ってチームとして自立に向けた継続的な支援を行います。

就労支援は、就労支援員を各振興局（那賀振興局を除く。）に配置し、公共職業安定所（ハローワーク）等に同行する、いわゆる伴走型の支援を行うほか、ただちに就労することが困難な場合は、就労支援準備事業により、社会福祉法人等でのボランティア活動の場を提供し、就労に必要な生活習慣や社会参加能力の向上を図ります。また、支援付きの就労の機会を提供する就労訓練事業（いわゆる中間的就労（※））を行う者に対して認定業務を行います。

## ウ 低所得者世帯等の経済的自立及び生活意欲の向上

収入が少なく、必要な資金融資等を他から受けることが困難な世帯、障害者のいる世帯、介護を要する高齢者のいる世帯及び失業者世帯については、民生委員・児童委員による相談支援付きの生活福祉資金の貸付を実施する社会福祉協議会と連携して対応します。その他、個々の状況に応じ、住居確保給付金支給や家計改善支援、生活保護等必要な制度につなげ、地域の中で安定した生活を送れるように支援します。



## エ 自立支援相談員等の資質向上

自立支援相談員等の相談援助技術の向上等を目的に、支援現場の声や課題を反映した従事者研修を開催します。

### 【事例5】 社協が取り組む福祉農園～農福連携～（みなべ町社会福祉協議会）

〈事業内容〉

みなべ町社会福祉協議会（以下、町社協）では、2015年（平成27）年2月から福祉農園の取組を行っています。障害者、生活困窮者等の就労を支援することにより、生きがいや役割を創出するとともに、地域の活性化につなげています。

活動のきっかけは、アルコール依存症の男性が退院して町内の自宅に戻ってきた時、社会参加の場をつくる必要を感じ、町内で農作放棄された畑を借り、福祉農園を始めたことからです。

借りている畑は当初1か所でしたが、現在は2か所で、あわせて20a（アール）ほどあります。収穫した野菜は町社会福祉センターはあと館、保健福祉センター、産地直売所で販売しています。近くの高校の生徒が校外活動として週1回程度、放課後に農作業の手伝いや環境美化活動を行うようになりました。利用者にとって、福祉農園は、様々な人とのつながりや生きがいを感じることができる居場所となっています。



農作業の様子

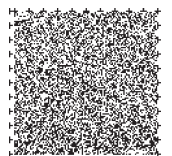


環境美化活動の様子

## （2）高齢者の社会参加の促進

誰とも会話しない日が多い、隣近所の付き合いがない、困ったときに頼る人がいない等、日常生活に不安を感じる高齢者世帯等を地域で支えていくため、元気な高齢者が、培ってきた経験や得意分野の能力を活かし社会参加することを促進するシルバー人材センター（※）や市町村社会福祉協議会等の地域の助け合い活動を推進する団体を支援します。

また、長年培ってきた高齢者の知識・経験や資格・技能を生かして社会参加したい高齢者と高齢者を活用したい企業・団体などの情報を和歌山県社会福祉協議会が運営する「わかやま元気シニア生きがいバンク」に登録し、両者を橋渡しすることで、高齢者の生きがいや社会参加などの活躍の場づくりを推進します。



### (3) 子育て支援を通じた支え合い活動の促進

子育て家庭の孤立を防ぎ、保護者の子育てへの不安や負担感を軽減・解消するため、地域で親子交流や育児相談等を行う子育て世代包括支援センターの各市町村への設置や、子供の保育所等への送迎や一時預かり等を地域の会員間で相互に助け合うファミリー・サポート・センターの利用を促進するとともに、その他、地域の状況に応じた市町村の取組を促進し、その運営を支援します。

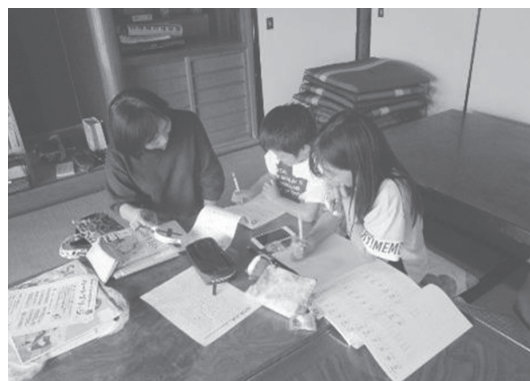
#### 【事例6】 民間団体の子育て支援活動（はしっ子えがおサポート ぼれぼれ）

〈事業内容〉

一般社団法人はしっ子えがおサポート（愛称「ぼれぼれ」）は、①子供から高齢者まで地域住民の居場所をつくること、②子供の貧困の解消、子供達の夢の実現のサポート、③地域コミュニティのつながりの強化を目的とする団体で、2019（令和元）年5月に、築70年の古民家を改装し、地域住民の居場所を開設しました。子供の学習支援や、こども食堂のほかランチ・カフェも開催し、世代を超えた地域住民の交流の場になることを目指しています。ぼれぼれはスワヒリ語で「ゆっくりと」の意味で、利用者にゆっくりと学び、くつろいでもらいたいという思いが込められています。また、個人や企業等から食材などを提供してもらい、市内のこども食堂に分配するフードドライブ（※）の活動も実施しています。



こども食堂の様子



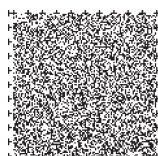
学習支援の様子

### (4) 高齢者、障害者、児童に対する虐待防止

高齢者、障害者、児童に対する虐待の防止に向けた取組については、それぞれの対象者や特性に応じた支援を強化する必要があります。

地域における虐待防止の取組としては、地域住民、民生委員・児童委員、福祉サービス事業従事者等が虐待について正しく理解し、虐待の兆候に気づいた時に通報することに加え、適切な相談機関や支援等につなぐことが必要です。

また、家庭においては、生活困窮や介護負担、育児不安等により、保護者や養護者に過重な負担がかかった結果、虐待へと発展してしまうこともあります。このため、虐待を受けた本人に対する支援とともに、保護者等が抱える課題にも注目し、世帯が抱える様々な課題について





も、解決を図るよう関係機関が連携して取り組むことが重要です。地域住民等も、普段から隣近所同士の声かけ、見守りを通じて、地域社会から孤立する世帯がない地域づくりを進めることが虐待防止につながります。

### (5) 自殺対策の推進

自殺に至るまでの背景には、健康問題だけでなく、家庭での問題や学校・職場での人間関係等、社会経済的な問題が複雑に絡み合っています。

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会的、経済的な視点を含む包括的な取組を進めることが重要です。このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。自殺の要因となりうる生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等に関連する分野において、より連携の効果を高め、様々な分野で支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、総合的に自殺対策を進めます。

県内の自殺率が高い水準で推移していることを踏まえ、医療、司法、民間団体等で構成した有識者会議を実施し、県独自の傾向を分析し、対策を実施します。

### (6) ひきこもり状態にある人への支援

ひきこもり状態にある人は、若者だけでなく中高年世代まで広がり、長期化、高齢化する場合が少なくありません。本人や家族が現状に問題意識を感じていない場合や、地域や社会で孤立している場合、支援を拒否する場合は、支援につなげることが困難です。支援につながらないまま、ひきこもり続けると、親の高齢化に伴い深刻な困窮に陥る可能性があります。

県では、和歌山県精神保健福祉センターに設置したひきこもり地域支援センター及び保健所において、ひきこもり問題に関する普及啓発や相談及び訪問によるひきこもり者支援の充実を図るとともに、各市町村が実施するひきこもり支援拠点（居場所、相談窓口）づくり、社会参加にかかる支援を推進します。また、身近な相談窓口として生活困窮者自立相談支援機関においても、本人や家族からの相談に対応し、世帯全体を包括的に支援します。

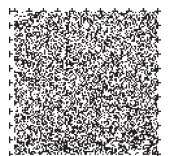
### (7) 矯正施設退所後の社会復帰の支援

和歌山県地域生活定着支援センターにおいて、高齢又は障害のあることにより福祉的な支援を必要とする刑務所等矯正施設の出所予定者等について、関係機関と連携して福祉サービス等につなげる準備を行うなど、司法と福祉が連携して社会復帰及び地域生活への定着を支援し再犯防止に努めます。

また、被疑者・被告人等となった障害のある人などに対して、改善・更生に向けた適切な環境や福祉的手立てを整え、円滑な社会復帰につながる支援を行います。

### (8) 住宅確保に配慮を要する方への居住支援

高齢者や障害者の中には、民間賃貸住宅への入居を希望しても、生活上のトラブル等への懸念から入居を断られるケースがあります。こうした状況は、生活困窮者や子育て世帯等におい



ても、同様であり、住宅確保に配慮が必要な人への支援が求められています。このため、行政、不動産関係団体、福祉関係団体が連携する和歌山県居住支援協議会が、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施します。

### (9) 消費者被害等の未然防止

高齢者、障害者等の特に配慮を要する方への消費者被害を防ぐためには、家族だけではなく、周囲の人々による見守りが重要となります。この取組を推進するため、2014（平成26）年に消費者安全法が改正され、高齢者等を見守るための「消費者安全確保地域協議会」に関する規定が設けられました。今後、地域における高齢者等の見守りの強化に向け、消費生活センター等の消費者行政部局、福祉部局、医療機関、地域包括支援センター、警察等がネットワークを構築し、情報収集や相談窓口への通報といった高齢者を見守る体制づくりを進めていくことが必要です。

### (10) 男女共同参画の推進

地域福祉を推進する様々な活動には、男女がどちらも参画する必要があります。住民が、性別による固定的な役割分担意識や慣習にとらわれず、地域における様々な活動を主体的に選択することができるよう、広報・啓発活動を通じて、社会的気運の醸成に努めます。

また、県の審議会をはじめ、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進していきます。

さらに、企業等における女性活躍の取組の拡大を図り、女性が安心して働き続け、女性の能力が十分発揮できる環境整備を促進するため、2017（平成29）年度に発足した「女性活躍企業同盟」への参加企業等を拡大し、優れた取組を顕彰します。

◆ 女性活躍企業同盟参加企業・団体数：502 事業者（2019（令和元）年12月末現在）

### (11) 生活交通の維持及び安全で円滑な移動手段の確保

公共交通機関の不便な地域における、住民の安全で円滑な移動を支援するため、市町村と連携を図りながら、道路運送法に基づく福祉有償運送制度（※）の周知を行います。

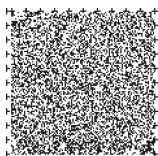
内陸部においては、鉄道駅と接続する広域的・幹線的なバス路線を維持するとともに、コミュニティバスや乗合タクシーの導入を推進するなど、市町村、事業者及び住民と一体となって生活交通の維持を図ります。

また、ノンステップバスの導入促進等、公共交通機関のバリアフリー化（※）を推進します。

### (12) 健康づくりの推進

健康は、充実した日常生活を過ごし、豊かな人生を送るための基本条件であり、地域を支え、その活力を高めるためにも不可欠なものです。

本県における死亡原因は、がん、心疾患、脳血管疾患の三大生活習慣病が5割を占めており、その中でもがんによる死亡率は全国的にみても高水準で推移しています。



住民が、生涯を通じて健康で暮らせるよう、市町村や関係機関と連携し、子供の健やかな発育から高齢者の心身の健康づくり活動や、特定健康診査・特定保健指導等の生活習慣病対策及びがん対策の推進に取り組むほか、県が養成した地域の健康推進員による啓発をはじめとする様々な活動を通じて、「健康長寿日本一わかやま」の実現を目指します。

### (13) 保健・医療・介護・福祉等の連携

すべての住民が住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、保健・医療・介護・福祉等のそれぞれのサービスを個別に提供するのではなく、一体的かつ切れ目なく提供するシステムが必要です。

地域包括ケアシステムの構築、福祉施設と医療機関との連携による障害児者に対する各種指導助言や療育相談の実施、質の高い在宅医療を提供するための病院、診療所及び訪問看護ステーション等の連携による24時間サポートなど、地域において様々な状況に対応できる相談・支援体制の構築を促進します。

### (14) ICT(※)・IoT(※)活用による利便性の向上

過疎化や高齢化が進む地域において、住民の利便性の向上や安心・安全な生活環境を整備するためには、積極的にICT(情報通信技術)やIoT(モノのインターネット)を活用することが有効で、医療や介護、健康、教育、防災、労働等様々な分野でICTやIoTが活用されています。遠隔医療、テレワーク(※)、スマートフォン等を利用した見守りやSNS(※)を利用した相談など新たな取組を促進します。

## 3 地域福祉を担う多様な担い手づくり

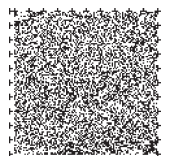
福祉サービスへのニーズが多様化・高度化する中、福祉・介護の労働市場においては、高い離職率と相まって常態的な人材不足が続いており、その確保が大きな課題となっています。このような状況を改善できるよう、良質な福祉サービスを提供できる人材を育成し、確保に努めます。

また、地域においても、少子高齢化等の影響による自治会や団体等の担い手不足が叫ばれています。地域福祉の担い手としては、地域福祉の軸となる社会福祉協議会及び民生委員・児童委員をはじめ、既存組織である自治会・老人クラブ・学校関係者・PTA・企業等、一定の目的のために組織されたボランティア団体などのNPO、地域に密着した事業者である福祉サービス提供者・郵便局・電力会社・農業協同組合・新聞販売所・宅配事業者・飲料販売事業者・商店・医療機関等、専門職の弁護士・司法書士・社会福祉士等、そして行政機関である地域包括支援センター・福祉事務所・市町村・警察など、地域で活動する多様な組織が考えられます。

身近な地域において多様な地域福祉の担い手の確保に努めるとともに、住民に対して福祉教育・啓発を行い、福祉意識の醸成を図ります。

### (1) 民生委員・児童委員活動の促進

民生委員・児童委員は、地域住民が抱える悩みの相談に対応し、必要に応じ専門機関や福祉



サービス等の情報を提供し、関係機関につなぐなど、地域住民にとって最も身近な支援者です。しかし、高齢化・人口減少の進行や、民生委員・児童委員の役割や負担感の増大等により、民生委員・児童委員のなり手が不足している状況にあります。

地域において、社会的に孤立し課題を抱えているのに、それに気付いていない世帯や支援を拒否する世帯の場合、時間をかけて本人や家族との信頼関係を構築し、支援を受け入れるように促すことが、課題の解決につながります。長期間の見守りや声掛け及び、根気強い訪問が必要ですが、民生委員・児童委員だけがこうした支援を担うことは、負担が大きすぎるため、地域において関係機関が連携して課題解決に当たる包括的支援体制整備に取り組みます。また、経験年数や役割に応じ、きめ細かく実践的な研修を実施するなど、活動しやすい環境を整備するとともに、民生委員・児童委員の活動に対し、多くの住民が関心を持ち、その幅広い活動への協力が得られるよう、県の広報誌等でPRを行い民生委員・児童委員の確保に努めます。

また、近年、多発している風水害等の災害に備え、災害時要援護者の日頃からの見守りや声かけを働きかけます。

## (2) ボランティア活動の促進

ボランティア活動に対する住民の関心を高め、いつでも、どこでも、誰でも、ボランティア活動に参加できる体制を整備するため、和歌山県社会福祉協議会にある和歌山県ボランティアセンターを支援し、活動拠点としての機能充実、活動の核となる人材の育成、次代を担う子供への支え合い意識の醸成、ボランティア活動の体験機会や活動情報の提供等の拡充を図ります。

## (3) NPO活動の促進

本県では、地域福祉や子育て支援、環境保護やまちづくりなど、様々な形態でNPOによる社会貢献活動が行われています。

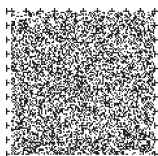
県と和歌山県NPOサポートセンターが役割を分担しながら、この活動を活性化させ、NPOと行政・企業・各種団体等とのネットワークを活かした取組や、住民の共助による社会づくりを進めていきます。

## (4) 社会福祉協議会の活動への支援

今後は、既存の制度だけでは対応できない社会的孤立など、制度の狭間にある課題解決に向け、社会福祉に関わる施策や制度を社会福祉協議会の活動に結びつけ、効果的に実施していくことが重要となります。

和歌山県社会福祉協議会が関係機関とのネットワークにより把握する圏域の地域生活課題を踏まえ、効果的な施策検討を行うとともに、その推進に向けた広域的・専門的な活動に対して助成等の支援を行います。

また、地域における福祉の担い手の中核である市町村社会福祉協議会が、要支援者をもちることなく見守り・発見・つなぐために実施する相談事業、小地域ネットワーク活動などの取組を促進します。



### (5) 福祉教育・啓発の推進

地域住民の福祉活動に関する理解と関心を高め、「福祉の心」が一層深まるよう、県の広報紙やホームページ、出前講座等により、様々な地域福祉に関する情報の提供を積極的に行うとともに、学校における福祉教育及び家庭、学校、社会福祉施設、社会福祉協議会等が一体となって地域ぐるみで行う福祉教育を推進します。

また、子供たちが多様な体験活動や交流を経験し、豊かな成長がかなえられるよう、地域住民や団体等が連携、協力しながら地域社会全体で子供を育てる気運を醸成します。

### (6) 福祉職場への就業促進

福祉職場への就業促進を図るため、和歌山県社会福祉協議会に設置されている和歌山県福祉人材センターと連携し、就職相談会や無料職業紹介（求人・求職の登録情報提供）の実施、求人情報紙の発行及び学校関係者等への情報提供に努めるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や介護福祉士等福祉専門職養成施設等、関係機関との連携を強化し、効果的な就業促進を図ります。

また、返還免除付きの介護福祉士や保育士の修学資金等の貸付や、高校生を対象とした原則無料で介護職員初任者研修を受講できる取組を実施します。

### (7) 福祉人材の資質の向上・定着の促進

和歌山県福祉人材センターと関係機関が連携して、福祉・介護職場の従事者に対し、その職種や経験等に応じた体系的な研修、時々のテーマに沿った研修及び資格取得等キャリアアップを支援するための研修を実施するとともに、利用者の視点に立って高度化・多様化するニーズに対応できる人材を育成し、その定着を図ります。

また、介護事業所における介護ロボットやICTを活用した機器の導入を促進することにより、介護従事者の負担を軽減し、更なる定着促進を図ります。

### (8) 福祉・介護人材確保対策

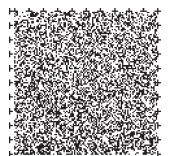
福祉・介護の多様な人材を確保するため、次の事業を実施します。

ア 和歌山県福祉人材センターに専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を紹介するとともに、希望者には職場を体験する機会を提供して円滑な就業を支援します。

また、事業所や施設に対し、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言等を行います。

イ 若い世代の福祉・介護の仕事への関心を促すため、中高生や学校の進路指導担当者等へ福祉の仕事に関する様々な情報提供や相談・助言を行います。

ウ 資格を有しながら福祉・介護分野で就業していない潜在的有資格者に研修を実施し、その再就業を促します。



工 和歌山県福祉人材センターに保育士支援コーディネーターを配置し、保育士の人材確保等に取り組みます。

## 4 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備

### (1) 健全な事業運営の確保

福祉サービスの質の向上と社会福祉法人の適正な事業運営の確保を目的として、事業所へ出向き指導監査を実施し、必要に応じて助言等を行います。

### (2) 福祉サービスの点検・評価

福祉サービス第三者評価は、公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から、社会福祉事業に取り組む事業者が提供する福祉サービスの質の評価を行うものです。社会的養護関係施設については、3年に1回以上の福祉サービス第三者評価の受審が義務付けられており、その徹底を図るため、指導監査等の機会を通じて当該事業者を受審を働きかけます。また、他の事業者に対しても、同評価の受審や自己評価の実施を促進します。

併せて、評価の結果は、利用者がサービスを選択する際の目安となるため、その公表についても促します。

### (3) 苦情解決の仕組みの整備

福祉サービスの利用に関する苦情に、迅速、適切に対応できるよう、事業者において苦情解決責任者や第三者委員の設置等、利用者の立場に配慮した苦情解決の仕組みを整備するとともに、利用者への当該仕組みについての周知を図るよう指導します。

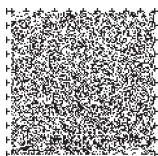
また、サービス利用者と事業者との間において解決が困難なケースについては、和歌山県社会福祉協議会に設置されている和歌山県福祉サービス運営適正化委員会が、公平・中立な立場から当事者への助言やあっせん等による苦情解決を図ることにより、利用者の不満解消や虐待防止等、利用者の権利擁護とよりよい福祉サービスの実現に努めます。

### (4) 経営指導・支援の充実

社会福祉施設の適正かつ安定的な経営と施設利用者に対する福祉サービスの質の向上等をめざし、和歌山県福祉人材センターが、福祉サービスの提供者である社会福祉法人や社会福祉施設等に対して助言や研修等を行います。

### (5) 福祉サービスの適切な利用等の推進

判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある人などの地域生活を支援するため、和歌山県社会福祉協議会が主体となって日常生活自立支援事業を実施しています。また、この事業の一部である福祉サービス利用援助事業を県内のすべての市町村社会福祉協議会に委託し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭の管理や年金証書等書類の保管の援助等を行っています。福祉サービス利用援助事業は、その認知度とニーズの高まりが相まって、利用者は年々増加してお



り、地域福祉施策の中核事業として、その重要性は、ますます高まっています。

今後、さらに当該事業の周知や必要な実施体制の確保に努めるとともに、成年後見制度への移行等、利用者の状態の変化に応じた適切な支援の実施に向け、市町村をはじめとする関係機関との連携強化、専門員や生活支援員の資質向上に努めます。

### (6) 成年後見制度(※)の利用促進に向けた体制整備

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力がない人や不十分な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断力を補うことによって、その人の権利を擁護するための制度です。これまでも、この制度の普及に努めてきましたが、その利用者は、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況となっています。今後さらに活用を促進するため、和歌山県社会福祉協議会に設置された和歌山県成年後見支援センターをはじめ市町村、家庭裁判所等関係機関との連携を強化し、当該制度の普及に努めます。また、すべての市町村において必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築とその中核となる機関の設置を支援します。

また、身寄りがいない場合でも、当該制度が利用しやすくなるよう、市町村に対して、市町村長申立てに要する費用等の助成事業の実施を働きかけます。

◆ 成年後見制度利用者数：1,379人（2019（令和元）年12月31日現在）

## 5 災害に強い地域づくり

### (1) 災害に備えた地域づくりの推進

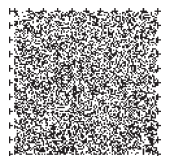
地震や水害など大きな自然災害が相次いで発生する中で、災害に強い地域づくりを進めることが必要です。和歌山県社会福祉協議会に設置した和歌山県災害ボランティアセンターを支援することにより、「防災と福祉の連携」を図るとともに、ボランティア・コーディネーターの育成、災害時対応訓練の実施、災害ボランティア登録(※)及び広報・啓発等を通じ、地域における災害時の支え合いの体制強化を図ります。

◆ 災害ボランティア登録者数：600人（2019（平成31）年4月末現在）

### (2) 避難行動要支援者への支援体制強化

2011（平成23）年の東日本大震災において、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数が約6割を占めたという事実等を教訓とし、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要です。そのためには、普段から地域の中で顔の見える関係をつくる取組が必要です。

市町村に対して、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等、幅広い地域の関係者と避難行動要支援者名簿の情報を共有し、日常的な声かけや見守りを行うとともに、避難場所や支援者など、一人一人に応じた具体的な避難方法を定めた個



別計画の策定を働きかけるなど、市町村と連携しながら地域の避難支援の体制強化に努めます。

◆ 要支援者にかかる個別計画策定状況：(2019（令和元）年6月1日現在)

- ・一部の要支援者について作成済の市町村数 22
- ・未策定の市町村数 8

### (3) 円滑な避難所運営の強化

市町村が設置する避難所において、高齢者、障害者、女性や乳幼児等に配慮された運営が行われるよう、その必要な配慮を盛り込んだ県の「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」の内容が、市町村の策定する避難所運営マニュアルに反映されるよう働きかけます。

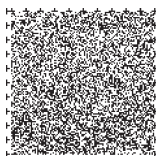
### (4) 社会福祉施設等の防災対策強化

高齢者や障害者等自ら避難行動を取ることが困難な要配慮者が多数過ごす社会福祉施設における利用者の安全確保を図るため、自主的な防災組織の整備、防災・減災のための施設改修及び避難誘導體制等を強化するとともに、災害時に迅速な対応ができるよう、避難訓練や消火訓練を実施し、防災対策の強化を促進します。

また、一般の避難所で避難生活を送ることが難しい要配慮者が安心して適切な支援を受けられるよう、耐震、耐火構造を備え、スロープ、多機能トイレの設置等バリアフリー化された福祉避難所の設置数の増加を働きかけます。

### (5) 防災知識の普及・啓発

災害時に適切な対応ができるよう、災害時の支援者、市町村、各自主防災組織等関係者に対する防災知識の普及・啓発を行います。





## 【事例7】 海南市防災訓練（海南市・海南市社会福祉協議会）

〈事業内容〉

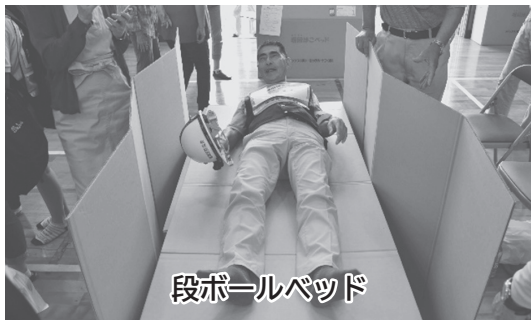
2019（令和元）年9月、海南市と海南市社会福祉協議会が連携し、南海トラフ巨大地震に備え、災害時の地域の支え合い・助け合い活動を実践・検証するため、沿岸部に位置し、甚大な被害が想定される「塩津地区」と「大崎地区」で、津波避難訓練、避難所運営訓練、災害ボランティア活動訓練を実施しました。

発災直後を想定した津波避難訓練では、要配慮者が津波から自力で避難を行う中、ケアマネージャーや家族が行動観察や安全管理を行うとともに、学識経験者等のもと、行動の記録や分析を行い、日常生活への反映や今後の対策を検討しました。また、自力で避難が完全に困難な方を想定し、車いす、電動車いす、車での避難についても検討を行いました。

被災5日後を想定した避難所運営訓練、災害ボランティア活動訓練では、「災害関連死を防ごう！」との合言葉のもと、地域の方々は、避難所内に福祉スペースをつくり、要配慮者に対応したり、段ボールベッドを組み立てたり、体を動かすためにみんなでラジオ体操をしました。また、避難所に避難できない在宅避難者に対応するため、ボランティアが各戸訪問し、聞き取り調査を行うとともに、災害関連死を防ぐための啓発や飲料水の提供を行いました。

ボランティアには、県内の福祉系専門職7団体、全国から駆けつけた大学生、地元の小・中学生、一般ボランティアがチームになり、地域の方々とともに、災害時の支え合い・助け合い活動を実践しました。

現在は、地域のネットワークや地域資源を活かし、「平常時にも、災害時にも、どんなときにも強い地域づくり」を目指し、地域の支え合い・助け合い活動に取り組んでいます。



段ボールベッド



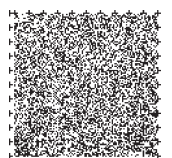
ラジオ体操



避難者への聞き取り



各戸訪問



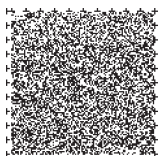
## 第6章 計画の推進

### 1 庁内ワーキンググループの設置

ワーキンググループを設置し、地域福祉関連施策の推進状況や庁内協力体制の構築に向けたフォローアップを実施します。

### 2 社会福祉審議会による評価の実施

毎年、本計画における取組状況をとりとまとめ、点検・評価を行い、社会福祉審議会地域福祉分科会へ報告を行います。また評価により明らかになった課題への対応策を検討します。



## 第7章 市町村地域福祉計画の策定支援

### ～福祉施策の共通理念「地域福祉」～

2000（平成12）年に改正された社会福祉法により、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念に明確に位置付けられ、それを具体的に実現する方策として、2003（平成15）年度から「市町村地域福祉計画の策定」に関する規定が盛り込まれました。

この規定は、地方公共団体の自治事務として位置付けられており、市町村が主体性を持って策定することが強く求められています。

地域を取り巻く環境が大きく変化していく中、住民の多様な地域生活課題に対応するためには、住民、地域で活動する多様な関係機関、庁内関係部局が、地域の課題を共有し、その課題解決のために設定した共通の目標に向けて一体となって取り組んでいく必要があります。

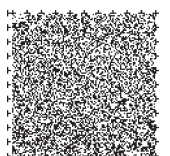
そのために重要となるのが、住民等が参画して策定する地域福祉計画です。これからの市町村の地域福祉を方向づける意味合いを持つ計画となりますので、計画を策定していない町村は、早急に策定する必要があります。

また、計画策定後は、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画の実施状況を定期的に点検すること、その上で計画を見直し、改定することが重要です。

なお、地域福祉計画は、女性や子供、高齢者、障害者の人権問題や同和問題等、あらゆる人権問題解決の視点に立ち、各市町村の規模、地域の特性に応じた個性ある計画になることが期待されます。

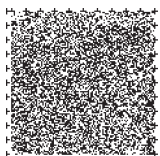
2017（平成29）年社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務となりました。また、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載するいわゆる上位計画として位置づけられることとなりました。市町村は、社会福祉法の一部改正を反映した地域福祉計画を策定する必要があります。

- ◆ 地域福祉計画を策定した市町村数：27市町〈90.0%〉（2019（平成31）年3月現在）
- ◆ 全国の市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の策定状況
  - 計画策定済み市町村数 1,316 / 1,741市町村〈75.6%〉
  - 計画策定済み都道府県 43 / 47都道府県〈91.5%〉（2018（平成30）年4月現在）



県内市町村地域福祉計画策定・改定状況

市区町村名	策定年月 (計画期間)	改定年月 (計画期間)			策定・改定 予定年月(計画期間)	計画期間(年)
和歌山市	2005.3 (2005～2009)	2010.3 (2010～2014)	2015.3 (2015～2019)		2020.3 (2020～2024)	5
海南市	2015.3 (2015～2019)				2020.3 (2020～2024)	5
橋本市	2012.3 (2012～2016)	2017.3 (2017～2021)			2022.3 (2022～2026)	5
有田市	2012.4 (2012～2016)	2017.3 (2017～2021)			2022.3 (2022～2026)	5
御坊市	2012.3 (2012～2016)	2017.3 (2017～2021)			2022.3 (2022～2026)	5
田辺市	2007.3 (2007～2011)	2012.3 (2012～2016)	2017.3 (2017～2021)		2022.3 (2022～2026)	5
新宮市	2009.3 (2009～2013)	2014.3 (2014～2018)	2019.3 (2019～2023)		2024.3 (2024～2028)	5
紀の川市	2009.3 (2009～2013)	2014.3 (2014～2017)	2018.3 (2018～2022)		2023.3 (2023～2027)	5
岩出市	2016.3 (2016～2020)				2021.3 (2021～2025)	5
紀美野町	2010.3 (2010～2011)	2012.3 (2012～2014)	2015.3 (2015～2017)	2018.3 (2018～2023)	2024.3 (2024～2029)	6
かつらぎ町	2014.3 (2014～2018)	2019.3 (2019～2023)			2024.3 (2024～2028)	5
九度山町	2014.3 (2014～2018)	2019.3 (2019～2023)			2024.3 (2024～2028)	5
高野町	2016.3 (2016～2020)				2021.3 (2021～2025)	5
湯浅町	2006.3	2014.3 (2014～2018)	2019.3 (2019～2023)		2024.3 (2024～2028)	5
広川町	2009.3 (2009～2013)	2017.3 (2017～2021)			2022.3 (2022～2026)	5
有田川町	2007.12 (2007～2011)	2015.3 (2015～2021)			2022.3 (2022～2028)	7
美浜町	2019.3 (2019～2023)				2024.3 (2024～2029)	5
日高町	2015.3 (2015～2019)				2020.3 (2020～2024)	5
由良町	2003.4 (2003～2007)				2021.3	5
印南町	2017.3 (2017～2021)				2022.3 (2022～2026)	5
みなべ町	2008.8 (2008～2012)	2013.3 (2013～2017)	2018.3 (2018～2022)		2023.3 (2023～2027)	5
日高川町	2016.3 (2016～2020)				2021.3 (2021～2025)	5
白浜町	2007.3 (2007～2011)	2012.3 (2012～2016)	2017.3 (2017～2022)		2023.3 (2023～2027)	6
上富田町	2009.3	2016.3			2020.3	—
すさみ町	2005.12 (2006～2010)	2018.3 (2018～2022)			2023.3 (2023～2027)	5
那智勝浦町					2020.3	
太地町	2019.3 (2019～2023)				2024.3	5
古座川町	2017.3 (2016～2020)				2022.3 (2021～2025)	5
北山村					2020.3	
串本町	2019.3 (2019～2023)				2024.3 (2024～2028)	5



## 1 計画策定の基本的留意事項

地域福祉計画は、社会福祉法に定められているとおり、住民参加により策定される計画であり、地域福祉に関する事項を総合的に定める計画であることから、策定に当たっては、次の事項に留意する必要があります。

### (1) 計画の総合性

- 地域福祉計画は、社会福祉法に定める以下の事項、要援護者支援方策（2007（平成19）年厚生労働省社会・援護局長通知）及び生活困窮者自立支援方策（2014（平成26）年厚生労働省社会・援護局長通知）を盛り込み、市町村の地域福祉行政全体の施策の方向性や理念を示しながら、個別分野の施策をも補完できる総合的な計画とする必要があります。
  - ・ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - ・ 包括的支援体制の整備に関する事項

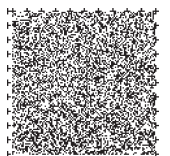
### (2) 地域住民等の主体的参画

- 地域福祉計画は、住民が主体的に参画することによる策定プロセスが重視された計画であることから、より多くの住民や地域で活動する多様な組織が計画策定の過程から主体的に参画できる体制をつくる必要があります。
 

このため、住民参画の必要性について広報等による周知を図るなど、住民の主体的な参画が得られるよう意識啓発を行うことが重要です。
- また、地域社会とのつながりが薄れつつある子供たちが、その構成員として地域に参加するような仕組みづくり、さらに高齢者や障害者も含めた住民の誰もが地域の一員として社会参加し、地域福祉の担い手として活動できる仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。
- 市町村社会福祉協議会は、相談支援活動やボランティア活動、福祉教育の推進をはじめ関係機関や施設等との連携、住民参加によるネットワークづくりを推進しています。
 

地域福祉計画の策定に当たっては、地域福祉を推進する重要なパートナーとして、社会福祉協議会の使命や今後の取組、連携のあり方を再確認する必要があります。
- 民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで生活課題等の相談・支援活動を行っており、住民の生活状態や必要とする福祉サービスなどに関する様々な情報を把握しています。
 

地域福祉計画の策定に当たっては、策定組織への参画とともに、地域住民の福祉に対する理解と関心を高め、住民の意識を変えていく案内人として、積極的な連携が必要です。



### (3) 人権を尊重した地域福祉計画の策定

- 地域福祉を推進していく上で基本となるのは、「一人一人の人権を尊重し、共に支え合う」という視点です。

社会福祉法においても、「人と人の差異や多様性を認め合い、誰もが排除されることのない、共に生き、互いに支え合う社会の実現（＝ソーシャル・インクルージョン）」を中心的な概念としており、地域において様々な課題を抱える住民が増加する中で、その存在を認識し、地域の一員として、お互いの人権を尊重し、支え合っていくということが大切です。

地域福祉計画の策定に当たっても、人権に関する法律（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法等）を踏まえ、個人の尊厳や人権の尊重を基本とし、女性や子供、高齢者、障害者に対する人権侵害や同和問題（部落差別）等、様々な人権問題を解決していくという視点での計画づくりが重要です。

### (4) 男女共同参画

- 男女共同参画は、性別にかかわらず一人一人が個性や能力を発揮できる環境を整えることにより、社会のあらゆる分野で男女の平等を具体化する取組です。

地域福祉計画の策定に当たっては、男女が対等な構成員として参画できるよう留意することが大切です。

### (5) 包括的支援体制整備

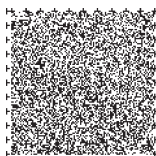
- 地域福祉活動は、支援を必要としている住民の生活課題を発見し、必要な支援につなげていくことであり、それを効果的に推進するためには、第4章の包括的支援体制の整備が有効です。これは、住民の身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備と地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備し、市町村域において、多機関の協働による包括的な相談支援体制を整備するものです。この体制整備は、2017（平成29）年の社会福祉法の改正により市町村の努力義務とされています。

### (6) 様々な分野との協働

- 包括的支援体制整備の構築には、同時に地域におけるつながりを育むことが必要です。その際、福祉の領域を超えて、まちづくり、地域産業など他の分野との連携・協働を強化することが重要です。地域には、福祉に限らず様々な分野において活動のノウハウを持つ人、社会貢献に意欲を持つ人、技術や知識を持つ人等、多様な人材がいます。地域において多様な活動主体が出会い、お互いから学ぶことができるプラットフォームを作ることが必要です。

### (7) 地域資源の活用

- 包括支援体制を整備していくためには、その「拠点となる場所」、そして「核となる人材」が必要であり、これらの地域資源を活かして、人が集まる機会を創意工夫して作っていくことが大切です。



- 拠点の要件は、住民がいつでも気軽に立ち寄れ、集まることができることであり、それにより情報共有や関係者間の連携が強化されます。

拠点としては、公民館、集会所、社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、保育所、隣保館、児童館等）、学校の空き教室、空き店舗等、市町村内のあらゆる資源を再評価し、活用していくことが大切です。

例えば、隣保館については、1997（平成9）年の国の通知により、同和問題の解決という本来の目的を踏まえた上で、第二種社会福祉事業を行う施設として位置付けられました。2002（平成14）年には、地域社会の全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設とする趣旨の国の通知があり、その役割は拡大しています。今後は、高齢者の介護予防や生きがいづくり事業はもちろんのこと、地域の実情にあった多様な事業展開を実施するとともに、生活困窮者自立相談支援機関との連携等により、相談機能を強化し、地域福祉の推進の拠点として活用されることが望まれています。

このように制度改正等により、施設運営の目的や実施事業等が拡大、変化している中で、地域福祉計画の策定に当たっても、地域資源を見直し、その活用を図っていくという視点が必要となります。

## （8）計画の期間

- 地域福祉計画の期間は、他の関連計画との整合性を図ることが必要であることから、概ね5年とし3年で見直すことが適当です。

また、各市町村の基本計画・基本構想や、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合性も考慮する必要があります。

## （9）目標の設定・公表と情報提供

- 地域福祉の推進を具体化する上で計画に掲げる個別施策については、計画の達成状況を住民に対して明らかにするためにも、できる限り客観的に判断できる目標を示すことが必要です。

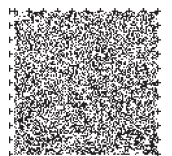
また、計画の実施状況や目標に対する達成度が確認できるよう、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時から評価の手法等を検討しておく必要があります。

- 地域福祉計画については、その策定過程から達成状況まで、広報紙や回覧板、ホームページ等を活用し、住民にきめ細かく情報を提供することが大切です。

さらに、これらの方法を用いても情報が届かない場合もあることに十分留意し、様々な住民の声を反映した計画づくりを進める必要があります。

## （10）他の福祉計画との関係

- 地域福祉計画は高齢者・障害者・児童等の分野における計画と内容的に重なり合う部分がありますが、関連計画との整合性を図り、分野横断的な福祉課題への取組を進めていく必要



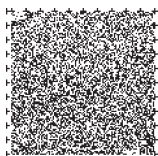
があります。

### (11) その他

- 地域福祉計画策定の目的等から考えて、市町村は、その策定の大部分を外部のコンサルタント会社等に委託するのではなく、住民とともに地域の特性を十分に考慮して策定することが大切です。

## 2 市町村地域福祉計画の内容（盛り込む事項等）

地域福祉計画に盛り込むべき事項等は、厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（2017（平成29）年12月12日付け子発1212第1号、社援発1212第2号、老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が発出され、策定ガイドラインとして示されています。





## 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（抜粋）

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進

ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制

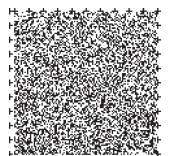
タ 全庁的な体制整備

②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

⑤包括的支援体制の整備に関する事項



# 参考資料

## 1 和歌山県社会福祉審議会規則

### (名称)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定に基づき置かれた社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関の名称は、和歌山県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

### (組織)

- 第2条 審議会は、委員31人以内で組織する。
- 2 審議会の委員の任期は3年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
  - 3 審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

### (委員長の職務を行う委員)

第3条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

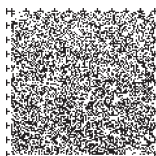
### (会議)

- 第4条 審議会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
  - 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
  - 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

### (専門分科会)

第5条 審議会に、社会福祉法第11条（同法第12条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により次の表の左欄に掲げる専門分科会（以下「分科会」という。）を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。

民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項
身体障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項
児童福祉専門分科会	児童、妊産婦、知的障害者及び母子家庭の福祉に関する事項
地域福祉専門分科会	地域福祉推進計画に関する事項
福祉サービス第三者評価事業専門分科会	福祉サービス第三者評価事業に関する事項



2 審議会は、前項に規定する調査審議事項に関して諮問を受けたときは、分科会の決議をもって審議会の決議とする。

第6条 分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、和歌山県議会の議員の選挙権を有する委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。

3 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

第7条 分科会に分科会長を置き、その分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

2 分科会長は、その分科会の事務を掌理する。

3 分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

第8条 第4条の規定は、分科会について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

### （部会）

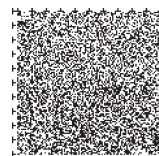
第9条～第11条（略）

### （庶務）

第12条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。ただし、児童福祉専門分科会文化財部会に係るものについては、環境生活部において処理する。

### （雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。



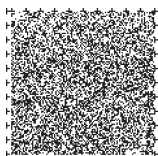
## 2 和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

(2020(令和2)年3月末現在)

	氏名	任期期間中の主な役職等
分科会長	桑原 義登	和歌山信愛大学 教授
委員	池田 清郎	NPO法人ヒューマンライツわかやま 理事
	長倉 喜佐子	岩出市役所 地域福祉課長
	北出 賀江子	和歌山県ボランティア連絡協議会 会長
	太田 作也	和歌山県社会福祉協議会 総務・資金部長
	小原 智津	認定NPO法人 日本BPW連合会 副理事長
	笹尾 恭子	作業療法士・社会福祉士
	佐原 靖彦	(一財) 県老人クラブ連合会 副会長
	渋田 年男	(福) 和歌山県身体障害者連盟 会長
	玉置 薫	(一社) 県社会福祉士会 会長
	中芝 稔之	(社) 岩出市社会福祉協議会 事務局次長
	西川 宏洋	御坊市役所 社会福祉課長
	西岡 昭規	和歌山県医師会 理事
	林 明子	NPO法人 シュアスタート和歌山 理事長
	寺脇 孝男	白浜町 民生課長
	川端 啓介	和歌山県隣保館連絡協議会 会長
森川 文夫	和歌山県民生委員児童委員協議会 副会長	
吉本 啓二	(社) 御坊市社会福祉協議会 事務局長	

### 〈策定の経過〉

- 2019(令和元)年7月8日 令和元年度第1回和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員会
- 2019(令和元)年12月4日 令和元年度第2回和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員会
- 2020(令和2)年3月18日 令和元年度第3回和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員会



### 3 用語解説

#### ア 行

ICT〈情報通信技術〉(Information and Communication Technology) [掲載ページ：45、47]

情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT (Information Technology：情報技術)の方が普及していましたが、国際的にはICTがよく用いられ、近年日本でも定着しつつあります。

IoT〈モノのインターネット〉(Internet of Things) [掲載ページ：45]

あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというものです。

アウトリーチ [掲載ページ：26、27、40]

支援が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関や社会福祉事業実施機関等が積極的に働きかけて支援の実現を目指すことをいいます。

インフォーマルサービス [掲載ページ：31]

近隣住民、知人、ボランティアなどが行う手伝いや非公式な支援のことをいいます。一方、フォーマルサービスは、法律などの制度に基づいた福祉や介護サービス等のことをいいます。

SNS (social networking service) [掲載ページ：45]

コミュニティ型の会員性のウェブサイト。既存の会員からの招待がないと会員になれないという形式をとっているものもあります。会員になると、自由に書き込み等を行うことができます。

NPO (Non-Profit Organization) [掲載ページ：31、32、39、45、46]

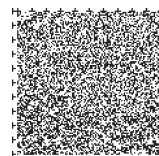
社会貢献活動を行う営利を目的としない住民主体の組織・団体をいいます。

また、NPO法人(特定非営利活動法人)とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した組織・団体です。

#### カ 行

合計特殊出生率 [掲載ページ：10]

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むと仮定したときの子供の数に相当します。



#### 共同募金 [掲載ページ：27]

都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集で、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営営するものに配分することを目的としています。

#### こども（地域）食堂 [掲載ページ：24、34、42]

無料または低料金で子供や地域の人々に食事を提供する活動。子供の貧困や孤食への対策となるほか、子供の居場所や学習支援、地域のサロンとしての機能を持つケースもあります。

#### コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） [掲載ページ：32]

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

## サ 行

#### 災害ボランティア登録制度 [掲載ページ：49]

災害発生時にボランティアが迅速かつ効果的に救援活動が行えるよう、事前登録を行う制度。登録者には、災害時のボランティア募集情報を提供するほか、災害ボランティア研修・災害時対応訓練の案内を行っています。

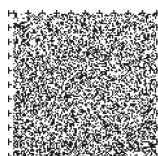
2011(平成23)年の台風12号による災害(紀伊半島大水害)において、多くのボランティアによる救援活動が行われ、ボランティアの必要性を強く認識したことをきっかけに、この制度ができました。

#### CSR (corporate social responsibility) [掲載ページ：32]

企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダー(消費者(顧客)、従業員、株主、債権者、仕入先、得意先、地域社会、行政機関などの関係者)からの信頼を得るための企業のあり方を指します。

#### シルバー人材センター [掲載ページ：41]

高齢者(概ね60歳以上)の希望に応じ臨時かつ短期的な就業等の機会を確保し、その就業を援助して生きがいの充実、社会参加を図ることを目的とする公益法人。



**生活困窮者自立相談支援機関 [掲載ページ：40]**

生活困窮者等からの相談に応じ必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、認定就労訓練事業の利用のあっせん、プランの作成等の支援を包括的に行う自立相談支援事業を実施する機関。

**生活支援コーディネーター [掲載ページ：24]**

高齢者等の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材。

**生活福祉資金貸付 [掲載ページ：29、40]**

低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、自立した生活を送るために必要な資金の貸付を行う制度。資金の種類には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。市町村社会福祉協議会が申請の窓口となり、和歌山県社会福祉協議会が審査、貸付の決定をします。

**成年後見制度 [掲載ページ：49]**

認知症、知的障害や精神障害などによって判断能力が不十分な人を法律的に支援する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じ、家庭裁判所が成年後見人や保佐人等を選任し、本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行ったり、本人が自分で法律行為をするときの同意や、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為の取り消しなどを行う制度です。「任意後見制度」は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ選任した代理人（任意後見人）に自分の生活や財産管理等を行う代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結んでおく制度です。

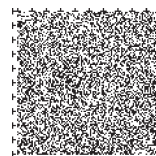
**相対的貧困率 [掲載ページ：14]**

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員を相対的貧困といい、その割合を示すもの。

**ソーシャル・インクルージョン [掲載ページ：38、56]**

社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書（厚生省社会・援護局 2000（平成12）年12月8日）で用いられた言葉。

イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国で社会福祉の再編に当たって、その基調とされている概念であり、貧困者、失業者、障害のある人やホームレスなどが社会から排除されることなく、同じ社会の構成員として包み支え合い、共に生きる社会づくりをめざすという考え方をいいます。



## タ 行

### 地域包括ケアシステム [掲載ページ：3、45]

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことをいいます。

### 団塊ジュニア世代 [掲載ページ：9]

日本で1971(昭和46)年から1974(昭和49)年までに生まれた世代を指します。最多は1973(昭和48)年出生の210万人。

### 中間的就労 [掲載ページ：40]

一般就労を直ちに目指すことが困難な人が、本格的な就労に向けた準備段階として、支援付きの職業訓練等を受けながら、日常生活での自立や社会参加のために働くことができる就労機会のことをいいます。

### テレワーク [掲載ページ：45]

ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。在宅勤務やモバイルワーク、施設利用型勤務等の企業に勤務する被雇用者が行う雇用型と個人事業者・小規模事業者等が行う自営型があります。

## ナ 行

### 南海トラフ地震 [掲載ページ：31]

南海トラフ(駿河湾から九州沖合の海底に伸びている、深い溝状の地形のこと)で発生する地震で、次の2種類の地震が想定されています。

○ 東海・東南海・南海3連動地震(マグニチュード8.7)

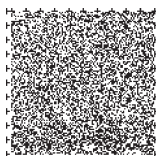
南海トラフ沿いの3つの領域(東海・東南海・南海)における地震が、同時に起こることをいい、特に大きな被害が予想されています。

○ 南海トラフ巨大地震(マグニチュード9.1)

東海・東南海・南海地震の震源域より、さらに広域(日向灘を含む)の震源域で地震が連動した場合の最大クラスの地震をいい、発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば極めて甚大な被害が予想されます。

### ノーマライゼーション [掲載ページ：38]

障害のある人となない人が、地域の中で同様に生活できる環境を整備し、共に生きる社会が当たり前の社会であるという考え方をいいます。この考え方は、障害者福祉だけにとどまらず、地域福祉を推進する上においても、その果たす役割は大きくなっています。





## 八 行

### バリアフリー [掲載ページ：44、50]

高齢者や障害のある人などが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。もともとは、段差等の物理的障壁の除去のことでしたが、近年では、社会的、制度的、心理的等の、高齢者や障害のある人などの社会参加を困難にしているすべての障壁に対して用いられます。

### ひきこもり [掲載ページ：1、17、23、43]

様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、仕事や学校など自宅以外での生活の場が長い期間失われている状態をいいます。

また、「社会的ひきこもり」とは、そのうち統合失調症等の精神疾患等が第一の原因であるとは考えにくいものをいいます。

### 避難行動要支援者 [掲載ページ：31、49]

高齢者、障害のある人などのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を指します。

なお、市町村は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を講ずるための基礎とする「避難行動要支援者名簿」の作成を災害対策基本法で義務付けられています。

### ファンドレイジング [掲載ページ：27]

民間団体（公益法人、NPO法人、社会福祉法人、大学法人等）が活動のための資金を個人、法人、行政等から集める行為のことをいいます。

### フードドライブ [掲載ページ：42]

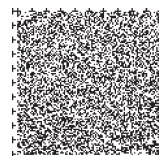
家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクを通じて、それを必要としている福祉団体、施設に寄付する活動のこと。

### 福祉サービス運営適正化委員会 [掲載ページ：29、48]

福祉サービスに関する利用者等からの苦情の解決や、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保を目的とし、社会福祉法に基づき県社会福祉協議会に設置されています。

### 福祉サービス利用援助事業 [掲載ページ：29、48]

認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人など判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送ることを支援するため、社会福祉協議会が本人との契約により生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的金銭の管理、年金書類等の保管などを行う事業です。



**福祉避難所 [掲載ページ：50]**

災害時に、一般の避難所では避難所生活が困難な高齢者や障害のある人などのために、特別な配慮がなされた避難所です。

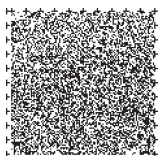
**福祉有償運送 [掲載ページ：44]**

道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の一つで、タクシー等の公共交通機関を使用して移動することが困難な要介護者、身体障害のある人などに対して、NPO法人や社会福祉法人等の非営利法人が、営利とは認められない範囲の対価により、自家用自動車を使用して当該法人の会員に対して行う個別の輸送サービスです。

**法人後見 [掲載ページ：29]**

成年後見制度において、個人ではなく、福祉の事務に関して専門的な知識・能力・体制などを備えた法人が後見人等になることをいいます。

成年後見人に選任される法人としては、社会福祉協議会を含む社会福祉法人・福祉関係の公益法人のほか成年後見人等の事務を行うことを目的として設立される公益法人・NPO法人などです。







和歌山県

和歌山県地域福祉推進計画〈改定版〉

(令和2年3月)

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-441-2472

FAX 073-425-6560

県ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp>

